

議事日程(第4号)

平成23年3月4日 午後1時30分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第48号 平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計予算の訂正の件
- 日程第3 議案第52号 平成22年度由布市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第9 議案第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第10 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第11 議案第4号 由布市暴力団排除条例の制定について
- 日程第12 議案第5号 由布市消防長の任命資格を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第6号 由布市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 由布市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 由布市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第10号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第11号 由布市妊婦健康診査特別対策基金条例の一部改正について
- 日程第19 議案第12号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第13号 由布市子育て支援特別対策基金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第14号 由布市準用河川占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第22 議案第15号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第23 議案第16号 由布市公園条例の一部改正について

- 日程第24 議案第17号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第25 議案第18号 由布市みことピア条例の一部改正について
- 日程第26 議案第19号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第20号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第21号 由布市中学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第22号 由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第23号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第24号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第25号 市道路線の認定（尾足線）について
- 日程第33 議案第26号 市道路線の認定（参宮線）について
- 日程第34 議案第27号 市道路線の認定（龍原本村線）について
- 日程第35 議案第28号 市道路線の認定（大龍横井出下線）について
- 日程第36 議案第29号 市道路線の認定（朝原赤仁田線）について
- 日程第37 議案第30号 市道路線の認定（谷村鶴竜王平線）について
- 日程第38 議案第31号 市道路線の認定（竜王平芝尾線）について
- 日程第39 議案第32号 佐伯市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第40 議案第33号 豊後大野市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第48号 平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計予算の訂正の件
- 日程第3 議案第52号 平成22年度由布市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第9 議案第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第10 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第11 議案第4号 由布市暴力団排除条例の制定について

- 日程第12 議案第5号 由布市消防長の任命資格を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第6号 由布市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 由布市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 由布市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第10号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第11号 由布市妊婦健康診査特別対策基金条例の一部改正について
- 日程第19 議案第12号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第13号 由布市子育て支援特別対策基金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第14号 由布市準用河川占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第22 議案第15号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第23 議案第16号 由布市公園条例の一部改正について
- 日程第24 議案第17号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第25 議案第18号 由布市みことピア条例の一部改正について
- 日程第26 議案第19号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第20号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第21号 由布市中学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第22号 由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第23号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第24号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第25号 市道路線の認定（尾足線）について
- 日程第33 議案第26号 市道路線の認定（参宮線）について
- 日程第34 議案第27号 市道路線の認定（龍原本村線）について
- 日程第35 議案第28号 市道路線の認定（大龍横井出下線）について
- 日程第36 議案第29号 市道路線の認定（朝原赤仁田線）について
- 日程第37 議案第30号 市道路線の認定（谷村鶴竜王平線）について
- 日程第38 議案第31号 市道路線の認定（竜王平芝尾線）について
- 日程第39 議案第32号 佐伯市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について

日程第40 議案第33号 豊後大野市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する  
協議について

---

出席議員（20名）

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 太田 正美君	14番 佐藤 正君
15番 田中真理子君	16番 利光 直人君
19番 工藤 安雄君	20番 生野 征平君
21番 佐藤 人已君	22番 渕野けさ子君

---

欠席議員（1名）

17番 久保 博義君

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 長谷川澄男君	書記 江藤 尚人君
書記 馬見塚量治君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	清水 嘉彦君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	野上 安一君
総務課長 ……………	佐藤 式男君	財政課長 ……………	秋吉 孝治君
総合政策課長 ……………	相馬 尊重君	人事職員課 ……………	柚野 武裕君
行財政改革推進課長 ……………	麻生 正義君	契約管理課長 ……………	渡辺 定君
会計管理者 ……………	工藤 浩二君	産業建設部長 ……………	佐藤 省一君
農政課長 ……………	志柿 正蔵君	建設課長 ……………	麻生 宗俊君

水道課長	……………	庄 安人君	都市・景観推進課長	…………	工藤 敏文君
健康福祉事務所長	…………	河野 隆義君	福祉対策課長	……………	衛藤 哲雄君
子育て支援課長	……………	宮崎 直美君	健康増進課長	……………	衛藤 義夫君
保険課長	……………	津田 淑子君	環境商工観光部長	…………	溝口 博則君
環境商工観光部参事兼産業廃棄物対策課長	……………				加藤 康男君
環境課長	……………	秋吉 一郎君	商工観光課長	……………	松本 文男君
挾間振興局長	……………	目野 直文君	庄内振興局長	……………	服平 志朗君
庄内地域振興課長	……………	生野 博文君	湯布院振興局長	……………	古長 雅典君
教育次長	……………	島津 義信君	学校教育課長	……………	江藤 実子君
生涯学習課長	……………	安部 和子君	中央公民館長	……………	菅 正則君
消防長	……………	平松十四生君			

---

午後 1 時 30 分開議

○議長（**渚野けさ子君**） 皆さん、こんにちは。本日は一般質問の最終日です。議員及び市長初め執行部各位には、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は 20 人です。久保議員より、病気加療のため欠席届が出ています。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第 4 号により行います。

---

**一般質問**

○議長（**渚野けさ子君**） これより、日程第 1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め 1 人 1 時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。特に、答弁者はマイクの使い方に気をつけ、大きな声で発言をお願いいたします。

それでは通告制となっておりますので、順次質問を許可いたします。

まず、5 番、二ノ宮健治君の質問を許します。二ノ宮健治君。

○議員（**5 番 二ノ宮健治君**） こんにちは。大変、皆さんお疲れです。5 番、二ノ宮健治です。議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

きょうは午前中、同僚議員と一緒に挾間中学校の卒業式に行ってまいりました。全員で 147 名ということで、ちょうど私たちのころは南部、北部に分かれていて、大体 320 名ぐらいいました。ほとんど、半分以下ということで大変寂しい思いをしましたが、その式の内容につ

きましては厳格な中でも、そして生徒たちの手づくりといたしますか、いろいろ思い出をつくるような立派な式であります。挾間中学校につきましては、何年か前、少し荒れたときがありまして、それを教育委員会、そして先生、PTA、そして生徒、地域の人たちがみんな一緒になって乗り越えた結果、きょうのようなすばらしい卒業式になったんじゃないかというぐあいに今思っています。私たちも感謝をしたいと思っています。

この間もちょっと出たんですけど、大分ふるさとCM大賞というので、由布市がグランプリをとりました。結果はわかっていたんですけど、その日は他の市町村の支援を聞きたいということで、1時間半テレビを見ました。最後に由布市が登場いたしまして、その結果が発表されました。第1位由布市ということで、そのコールを聞いたときに、本当に飛び上がらんばかりに喜びましたし、1位というのはいいなということをしみじみと実感をいたしました。スタッフの方、大変お疲れでした。そして、私たちに感動を与えていただきまして、大変ありがとうございました。

先般、高橋議員のほうから御紹介があったんですけど、議会事務局の次長の江藤尚人氏が主役を務めていただきました。役柄としては、ちょっと頭のはげた農民ということで、これはほとんど地でいけたんで問題なかったんですけど、ただ一番よかったのは、彼が初めに「この町を何とかしちょくれ」という悲痛な叫びから始まりました。それを受けて、7人の侍が立ち上がり、そして町をよくするというようなストーリーでございました。私は、この叫びを聞いたときに、由布市の人の叫びと重なりました。というのも、合併をして5年がたちました。なぜか今由布市の中に、何とも言えない虚無感といたしますか、何かそういうものが漂っているんじゃないかという感じがします。町の人、そしてリーダーであるから時々そういう声を聞くんですけど、これ決して行政だけの責任じゃないというように思っています。半分は、私たち議会にもあるというように思っています。特に、今私たち議員に対しては不利な時代といたしますか、大変厳しい風が吹いています。本当に、報酬並みの仕事をしているのかとか、議員数が多いんじゃないかとか、いろんなことを言われているんですが、これは裏返せば、やはり私たちに対する期待が大きいんじゃないかという感じを持っています。これを機会に、やはり私たち議員としても議会改革を含めて、そして個人の資質を高めながら市民の付託にこたえられるような議会活動が必要だというぐあいに改めて私は思いました。

今回、3月議会が予算議会でございます。もう、この予算で23年度の由布市の8割型は決まるというような、大切な議会だということを位置づけながら、一般質問をさせていただきます。

3点についてお聞きをします。

まず、市長の施政方針を聞いて、あえてこの施政という言葉を使わせていただきます。施政方針は、総合計画沿って丁寧に市民、議会に説明するものと思いますが、その考えを伺います。

2番目として、23年度当初予算の提案理由を聞いて、第2次由布市行財政改革大綱を当初予

算ではどのように具現化しているのか。それについては、第1次行革の効果や達成率、2番目に第2次行革の初年度の予算となりますが、数値目標は達成できているのかを伺います。

23年度予算が3.8%の大幅な伸びとなっていますが、このような大型予算を組んで大丈夫なのかという懸念でございます。まず、大型予算になった理由。それから財政調整基金から繰り入れを行っていますが、積み立て目標を達成できるのか。3番目として、公平といえども臨時財政対策債は借金に間違いはありません。2011地方財政改革は、どのようにとらえているのか、今後の見通しについてお伺いします。

市債についての今後の見通しも同じくお答えください。繰出金が13億円となっているが、繰り出しについてどのような考えを持っているのかをお聞きします。

それから、市民満足度調査について12月議会で一般質問いたしました。おかげで23年度調査をやるということになっています。その内容、実施時期等についてお伺いいたします。

地産地消特産ブランド化事業と、23年度に予定されておりますJR博多駅アンテナショップの設置事業の連携をどのように考えているかについてお聞きします。

平成19年度の市長の施政方針の中に、「早寝・早起き・朝ごはん運動」というのを提案をしております。少し消えたように思うんですが、ことしの予算、それからこれまでの取り組み状況と今後についてどうかということをお伺いします。

水道事業について、ことしの予算編成での問題点があれば教えていただきたい。

今まで一般質問を行いまして、市長答弁について、そのことがこの23年度予算の中でどういうふうに反映されているかについてお聞きをします。

1点は農村と農業施策についての取り組み。それから、23年度の温暖化対策事業の取り組み。そして、団塊世代について、本当に本格的な退職時期を迎えました。このことについては、どのように取り組んでいるかについてお伺いいたします。

大変項目が多いので、特に補助者につきましては簡潔といいますか、簡単にお願ひしたいと思います。

再質問については、この席で行います。よろしくお願ひします。

○議長（淵野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、5番、二ノ宮健治議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、施政方針についての御質問でございますが、西郡議員の御質問にもお答えいたしましたように、今回の施政方針は平成23年度の市政執行に対する基本的な考え方を述べたものでございまして、由布市総合計画並びに実施計画に沿ったものであると考えておりますし、市民に説明してまいらなくてははいけないと思ひます。

次に、第2次行財政改革大綱の具現化についての御質問でございますが、第2次行財政改革推

進計画は、経済情勢の回復が今後も見込めないことや、平成28年度から5年間で普通交付税の総額は約30億円減少するなど、厳しい財政運営が予想されることを踏まえて策定をしたところでございます。計画では、行政サービスの安定的な提供や、住民サービスにこたえ得る市政を実現するために、財政の健全化を初め、行政の効率化、市民との協働などを目標としているところであります。第1次行財政改革の成果であります。人件費の削減や事務事業の整理見直しによる事業費の削減、財政調整基金の保有増など一定の成果を得ております。平成23年度当初予算の編成では、由布市のまちづくりの基本計画であります。由布市総合計画第2期実施計画と、その計画を行財政改革の面から支える第2次行財政改革推進計画の基本方針や、目標に沿った編成をしているところであります。

平成23年度一般会計予算でございます。提案理由でも申し上げましたが、前年度と比較して増大した要因は、継続事業である由布院小学校の改築、挾間小学校、谷小学校の耐震工事による事業費と、毎年増加しております社会保障費によるものであります。繰出金は、平成23年度では一般会計から特別会計へ約13億円繰り出すことにしております。このうち、一般会計にとって大きな負担になっているのが、いわゆる繰り出し基準外と言われるものであります。本来ならば、各会計において賄われなければならないものに対して、一般会計より財政援助をしておりますことから、将来的には国が示した繰り出し基準に沿う方向にすべきであると考えております。

市民満足度調査につきましては、具体的な内容や説明についてはこれから検討することとしておりますが、合併後5年が経過して日常生活を送る上で感じている住み心地や行政サービスに対する満足度、今後充実してもらいたい分野などを調査してまいりたいと考えております。この調査は、3年ないし5年ごとに継続して実施し、市民の皆さんの視点に立った住みよさ日本一のまちづくりの重要な基礎資料として市政運営に反映させてまいりたいと考えております。なお、調査の実施時期は7月、もしくは8月に行いたいと考えております。

次に、JR博多駅アンテナショップにつきましては、由布院料理研究会へ事業委託し、由布市のまちづくりの情報発信と市内産の農産物を材料とした商品等のPRを行うものであります。県外消費者へのPRとともに、今後の特産品ブランド化の研究開発におけるマーケティング調査等もあわせて進めてまいりたいと考えております。

次に、「早寝・早起き・朝ごはん推進事業」は、議員御承知のように平成19年度から平成21年度までの3カ年計画で健康増進課、生涯学習課、学校教育課の3課で取り組んだ事業であります。子どもたちの食習慣や生活リズムは、生活環境に大きく影響されまして、その乱れが学習意欲や体力・気力の低下に密接に関係していることや、子どもたちの食習慣が大人になっても影響を与えると考えられております。そこで、「早寝・早起き・朝ごはん」というわかりやすいスローガンで、子どもたちの生活習慣全般を見直そうと始まったのが、この事業であります。



事業の内容は、アンケート調査による実態把握、普及啓発、調理実習等で、各学校でも食育活動は盛んに行われるようになり、当初の3カ年の目的は達成できたものと思っております。しかしながら、学校現場からは朝食をとらずに登校する子どもがいるとの報告もあったことから、平成22年度以降も継続して事業を展開しているところであります。

次に、水道事業についてであります。水道事業は原則独立採算での経営が基本であります。給水サービスの代価である水道料金収入を財源に、取水から給水までに係る費用や、施設整備等の費用を賄うものであります。しかし、由布市の水道事業は、大口使用者の自己水源確保等による給水収益の大幅な減少がございまして、経営が厳しい状況となっております。そのため、平成23年度予算では、運転資金として一般会計から1,534万7,000円の繰り入れを行うことといたしました。今後も、計上経費の節減や収納率の向上を図っていくとともに、各地域の実情も考慮しながら、今後のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、一般質問における市長答弁の当初予算への反映についての御質問でございますが、農村と農業施策についての主な取り組みといたしましては、中山間地域等直接支払い制度や農地水環境保全向上対策費用を継続するための予算を計上しております。

また、高齢化や担い手不足などの農家や集落が抱える問題解決の一手段として、地域ごとに農業生産者の組織化を行って、農地の効率利用、生産コストの削減などを行う農業集落営農組織化を推進してまいりたいと考えており、農業集落営農法人設立予定の2組織に対しまして、機械等の購入に対する補助事業費を計上しているところであります。

また、担い手や耕作放棄地対策等も含む新たな組織を検討しているところであります。地球温暖化対策事業の取り組みにつきましては、鷲野議員の御質問にもお答えをいたしました。地球温暖化対策実行計画策定の予算を計上しているところであります。この計画策定に当たりましては、市の各部署の職員で構成する実行組織を編成いたしまして、この実行組織と民間団体の地球温暖化対策協議会等からも広く意見を求めて集約し、幅広い環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

団塊世代に対する取り組みでございます。多くの団塊世代の人たちが活躍しています市内のNPO法人や、各種団体の活動状況などを広く紹介するとともに、お互いの交流の場といたしまして「輝け団塊世代市民交流会」を例年どおり開催する予算を計上しており、引き続き情報の収集と発信に努めてまいりたいと考えております。

以上で、私からの答弁は終わります。詳細につきましては、担当部課長より答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（淵野けさ子君） 総務部長。

○総務部長（野上 安一君） では、私のほうから二ノ宮議員の関連します御質問について御答弁

をさせていただきます。

施政方針の関係と行財政改革の件について説明をさせていただきます。

まず、施政方針の作成に当たってのプロセスについて、私のほうから説明をいたします。

まず、23年度の予算編成方針を22年11月19日付で、市長名で各部長に通知したことからスタートしています。この通知では、日本経済の経済状況や、国の動き、由布市の財政事情を踏まえ、予算編成の基本方針を示した中で、市の総合計画や第2次行財政改革を見据えて、由布市は5項目の重点事業を定め、メリハリのある予算要求や予算査定を行い、議案提案をしているところでございます。従いまして、23年度の施政方針は、この経過を踏まえまして市長のまちづくりの思いを含め作成しておりますことに御理解を賜ります。

なお、この施政方針は、今後ホームページ等の市の広報手段や市民懇談会などで要点等について市民の皆さんに説明をしてみたいと思っております。

次に、第1次行財政改革の成果や達成状況について具体的に御説明をいたします。

今回の御説明は、21年度達成状況と18年度から平成21年度までの決算額を累計した中間的な達成状況の説明となります。全体的な達成状況につきましては、目標額31億3,510万2,000円に対しまして、達成額18億5,890万1,000円となっております。

主な項目の達成状況を説明いたします。職員に係るコストの削減、つまり人件費でございますが、につきましては職員給与の5%カットや各種手当の見直しの結果、累計達成額6億8,912万円、達成率は123.8%でございます。

次に、事務事業の整理見直しによりまして、報償費委託料除く各項目で、目標達成額を上回り、累計達成額4億3,111万円、達成率116.8%でございます。

次に、職員の定員管理につきましては、目標職員数394名に対しまして、平成22年4月1日時点で397名と、ほぼ達成をしております。

第2次行財政改革大綱及び実施計画の策定に当たりましては、各項目の達成状況を踏まえまして、達成に至らなかった各項目の見直しを行い、より実効性のある目標を設定いたしましたところでございます。

今後も、目標達成に向け、引き続き行財政改革を推進してまいります。

次に、第2次行革の初年度の予算となるが、数値目標は達成できているのかとの御質問にお答えをいたします。

23年度の予算編成に当たりましては、経済状況の低迷や普通交付税の減少により由布市の財政危機を回避するために、歳入確保を図るとともに、歳出の抑制を図ることとしております。

23年度予算の、行財政改革の取り組みについてでございますが、総人件費の抑制として特別職、職員給与の削減を実施しています。また、中期財政計画に基づく事業の実施のほか、特別会

計等の財政健全化計画による繰出金の抑制を行っているところでございます。行政運営の効率化としましては、組織の見直しを行い行財政改革推進課や、産業廃棄物対策課を廃止し、それぞれ総務課、環境課へ組み込むことにいたしました。

今後も、組織、定員管理の適正を推進していきたいと思っております。

具体的な例といたしましては、小さなことも含めましてですが、計上の事務費の削減、補助金の削減、コピー機などの長期継続契約の締結、メール便を業者から嘱託職員による配送方法に変更するなど、小さなことから取り組みを行っているところでございます。項目によっては、検討段階のものもございますが、今後様々な検討を行いながら予算に反映をしてみたいと思っております。

私から以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） それでは、私のほうから二ノ宮議員の御質問の中で、23年度当初予算に関する御質問にお答えいたします。

まず、財政調整基金の御質問でございますけれども、財政調整基金につきましては、23年度当初に約3億6,600万円を取り崩し、残高が約14億2,500万円となっております。昨年11月に作成しました中期財政計画では、現行の財政規模で推移した場合、平成29年度で財政調整基金が底をつくと推定をしております。

新年度から取り組みます、第2次行財政改革大綱実施計画では、目標に掲げております27年度末の財政調整基金積み立て額25億円を達成するには、相当な覚悟を持って行革に取り組まなければならないと考えております。

次に、臨時財政対策債に対する考え方でございますけれども、臨時財政対策債は普通交付税の不足分を補てんする財源として国から認められたもので、その償還の債には全額交付税措置されることになっておりまして、後年度の市財政に負担をかけないことからやむを得ないものと考えております。

続きまして、市債の残高でございますけれども、昨年当初よりも約24億5,000万円ふえておりますけれども、これにつきましては旧合併特例債で大規模な事業や地域振興基金の積み立てを行っておりますので、それが原因でございます。施設の更新等で、どうしても必要なものにつきましては、27年度までに特例債を充当して完成させたいとの考えから、公債費としましては大きくなりますけれども、特例債につきましては後年度7割は交付税措置されることから、後年度負担は軽減されることから一時的な公債費の増はやむを得ないと考えております。

また、償還に当たっては、平準化が図られるよう償還期間や据え置き期間を調整しているところでございます。

以上でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） あと、課長に詳細説明を私のほうから小さな質問をしていきますので。大変済みません、再質問をさせていただきます。

詳細な説明、大変ありがとうございました。まず、総務部長にお聞きをしたいと思います。大変失礼と思いますが、自治法の第2条第4項についてもし説明をいただければというように思います。

○議長（**渚野けさ子君**） 総務部長。

○総務部長（**野上 安一君**） 市町村はですね、議会の議決を得て法律的な行政運営を図るために総合計画を樹立して、その総合計画に沿ったまちづくりを運営していくべきだというふうなことだというふうに記憶しております。

○議長（**渚野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 済みません、ありがとうございました。先輩の西郡議員が昨日これを聞きました。ようやく私も西郡議員に追いついたかなという、うれしい気持ちでいっぱいなんですけど、今回、私がこれ取り上げたのは、今言いましたように総合計画の中の基本構想については自治法で決められていますし、それから実施計画については議員の提案の中で、今条例化されております。これも、議会の議決事項になっております。それは、御存じだと思うんですけど、これはどういうことかという、やはり市長が4年ごとにもしかわったときに、そのまちづくりについてはやはり議決を得た総合計画に基づいてやりなさいというものだと思っています。特に、まちづくりについては、本当に長い長い時間がかかると思います。4年スパンぐらいではなかなかできないというような中で、そういう縛りがあるんじゃないかということです。結論から言えば、やはりまちづくりのバイブルというものは総合計画にあるということだというぐあいに理解をしています。市長、このことをどう思いますか。

○議長（**渚野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） そのとおりだと思います。

○議長（**渚野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） もう1つですね、行政運営というのは、総花的といいますか、総合的でなければならないというのがあります。これは、行政というものが、ある一つの施策に特に力を入れてまちづくりをしていくと、ほかのところにもいろんな支障が出るということです。やはり、いろいろな施策が必要で、いろんな人の考えの中で、町というのは成り立っています。全国的にも、あんまり一つの施策に力を入れたために、全体のまちづくりがおかしくなっているという事例もあるんじゃないかというぐあいに思っています。そういう意味で、総合計画というの

はまさに総花的なものなんです。そういう中で、今回、農村と農業、それから社会協議と文化、障害福祉などの項目が一つもありません。もし、やはりそういう関係者が見たときに、まだ言えば市長の施政方針を聞いたときに、その人たちがどう思うかということをお心配です。そのことについて、市長どうお考えですか。

○議長（**刈野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 言葉では、そういう表現がないかもしれませんが、農業、農村については、しっかりした取り組みもしておりますし、社会福祉についてもいろんな形で取り組みをしているというふうに私は考えております。

○議長（**刈野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 今回の組み立てが、市長の7つの主要事業を中心に5つの主要施策というもので組み立てをされておりました。さっき言ったことについては、まあいいとしても、今由布市の中で一番懸案事項というのは、私は庁舎の位置だと思います。先日、生野議員の質問に対してお答えがありました。現代、人事課職員を中心に振興局のあり方など等、庁舎内での検討を行っている。それがまとまり次第、地域審議会に23年秋ごろをめぐりに答申をいただき、23年のうちに決めると。このことについて、議員を含めて、まだ言えば今市民が市長の考えを私知ってないんじゃないかと思うんです。何を言いたいかという、こういうことを何で質問に取り上げるかちゅう思っている人も要るんじゃないかと思うんですけど、施政方針ちゅうのはやっぱり市長が公的な場で23年度についての、由布市はこういう町をつくります、私はこういう施策をしますという訴えの場だと思うんですね。飲む席言うのとは私違うんだと思うんです。そして、やはり施政方針というのは、一番の情報会議だと私は思っています。そういうことで、施政方針については本当に総合計画に基づいた7つの施策についてですね、時間がかかっても丁寧に一つ一つ落ち度がないようにするべきだと。やることは一緒やけどちゅう考えあるかもしれませんが、市民はやはり市長からのそういう回答と言いますか、そういうものを待っているんじゃないかというぐあいに思います。先ほど、今、由布市の中で何となくおかしな空気が漂うというような言い方しましたが、私は情報がですね、なかなか伝わっていないんじゃないか、市長の思いが伝わっていないという感じがしています。そういうことで、ぜひ、今からいろんな機会でも市長が人に説明するときがあると思うんですけど、さっき言いましたように総合計画、そういうものに基づきながら、ぜひお願いをしたいというぐあいに思っています。答弁は、これ要りません。少し順番を変えて質問いたします。

市民満足度調査からいきたいと思います。これは、この間、能美市に総務常任委員会に行ったときにありまして、私以前、挟間的时候にこれいい施策やなという感じ持っていたんですけど、能美市がやっていたということで、内容については今からだというのはもちろんです。しかし、

5年たった中で、市民が本当に今市政に対してどういう考え持っているかというのが聞くのが必要やというように思っています。これは、能美市の調査です。もう見たことあると思うんですけど、簡単に言えば縦に、この施策の重要かどうかという施策です。それから、右側にそれに対する満足度です。で、能美市の人に大変失礼なんですけど、これじゃ何も私役立たないと思っています。そのことに対して満足しちよるか、満足ですかということ聞いてもですね、例えば不満足の人が何が不満足かちゅうことをやっぱ聞き出さんと。それで、ここに群馬県の太田市。これは全国で一番始め、始めたところですよ。もう十何年、15年ぐらいの歴史がありますけど毎年やっています。で、まるっきり同じ問い方なんですけど違うですね。特に、6項目「非常に満足・満足・やや満足・やや不満・不満・非常に不満」ということがあるんですけど、特に、不満と非常に不満については、「なぜ不満ですか」というところまで聞いています。それによって、いつも施策を変えながらやっていますので、これについてはぜひいろんな全国的にやっているところが多いんで、ぜひ勉強していただいて、さっき何か3年から5年ごとと言ったんですけど、まあ二、三年は続けてやってみて結果を聞くのもいいんじゃないかというぐあいに思っています。

それと、もう1点が庁舎の位置を、これで聞いたらどうかという提案です。今、いろんな人が議論をしているんですけど、庁舎内、議会、それから審議会、それから特別委員会。そういう人たちの間だけなんです。市民の意見というのは、なかなか今反映されていません。それで、大変難しいと思うんですけど、庁舎の位置問題を市民の人どういうふうに考えているかというのを、生の声を聞くチャンスだと思っています。ぜひ、大変難しい問題だと思うんですけど、入れてみたらどうかという提案をいたしたいと思います。市長、どうですか。

○議長（**刈野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） この質問項目につきましては、これからしっかり研究をして取り組んでいきたいと思っておりますし、そういう議員がおっしゃられるような提案についても十分協議をして、可能であれば市民の声をそこに反映させていただいても結構であると思っておりますので、まあこれから研究をしていきます。

○議長（**刈野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） よろしくお願ひします。

次の、地産地消特産品のブランド事業化と、JR博多駅に出すアンテナショップのことです。内容については、いろいろずっと議論されたんで省略しますが、せつかく4年間かけて特産品のブランド化をやろうと、すばらしいことだと私思っています。今まで、どっちかというとかいことないかないぐらいの考えで、情報を得てたんですけど、本当に2年、2年で国の補助事業もとりながら、人も入れながらやっています。それで、1つだけお願いしたいというのは、このブランド化事業については、いわゆる4年間を通じて人を張りつけないと、なかなかうまくい

かないんじゃないかと思います。そういうことで、人事担当の副市長、どういうお考えかお聞きします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 二ノ宮議員の御質問にお答えいたします。この事業、当然のことながら2年という、今のサイクルであるんですが、基本的にはこの特産品の教育推進協議会を1つ独立させたいと、この2年のうちに独立させたいと。その中で、人員の派遣とか、そういったことは検討してまいりたいと思っております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） もう1つ、さっき言いましたように、連携をまず深めていただきたいということ。それと、アンテナショップのも私が、素人が言うまでもないと思うんですけど、一番難しいのは、だれに聞いても供給体制だそうです。いかに安定したものを供給するか。それが一度壊れると、その店も不評をかって、なかなか後はお客が来ないということだそうです。今、大山町が7つか8つのアンテナショップ持っています。それで大変苦勞しているということで、昨年と2年間の比較で1億5,000万円の売り上げが減ったそうです。それはいろいろ要因もあるんですけど、もう品物をいかに供給するかということが大切なんで、開く以上その辺もぜひぴしゃっとしていただきたいというように思っています。

それから、「早寝・早起き・朝ごはん運動」です。これは、教育長にお聞きをします。一定の成果があったと思いますということなんですけど、本当に子どもが朝御飯皆食べて来だしたんでしょね。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） お答えをいたします。この場は、掛け声といいますか、非常にわかりやすい言葉で、基本的には生活習慣を見につけるという意味で、非常にいいことだと思います。それだけ、この言葉がスタートということは、これは崩れていったという証拠で、これをよくするためにということを出たわけですが、由布市内においてもアンケートの結果は、いい方向には向いているというのは事実ですが、まだまだ問題点もあります。やはり、家庭でお母さんの勤務の関係等もあって、なかなか朝御飯が、ちゃんとした栄養のある朝御飯が整えられないという家庭も数は少ないんですがあると把握しています。学びの10カ条というのを3年前から教育委員会とつくりまして、わかりやすい言葉で語りかけているわけですが、今度見直しをして、その中でも一番最初に「早寝・早起き・朝ごはん」というのを打ち出しています。そういうことで、家庭との協力がないと、やっぱり学習効果も上がりませんし、食生活の大切さを、やっぱり子どものときから植えつけることが大事だろうと思っております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） この運動を聞いたときに、今学校現場でいろんな問題が起こっています。それは、学校と家庭と地域と、もちろん行政もなんですけど、そういうものが一体になっていないんじゃないかということでいろんな問題が起こっている。何かを媒体にして、そういうものをひっつけるような運動がないかということで、恐らく県も単なる御飯食べさせるというだけじゃなくて、そういう4つのいろんな地域等が連携をすることによって、学校にもいい影響及ぼすんじゃないかというような考えから、この事業が起こったんじゃないかと思っています。そういうことで、継続は力なりというぐあいによく言われます。ぜひ、本格的にやれん事業やないと思うんです。特に、行政にとっては健康づくりとか、いろんな専門がいますので、そういう人たちをフル動員しながら、ぜひお願いしたいと思っています。

それから、次は水道事業に移ります。済みません、時間がないのでばたばたしています。

このことは、さっき説明があったんですけど、私も水道の運営委員です。で、今度の予算に対して反対とかということではありません。しかし、先ほど言われましたように、水道事業というのは独立採算が本来の姿です。今、水道事業に国でもという、また怒られますけど、6,200万円入れています。で、もちろんそれは、法定内もありますし法定外もあるんですけど、今回一番問題になったのは、私は1,500万円一般会計から水道料金で取るべき金が足りない、運営する金が足りないということで1,500万円。さらに見たらわかるんですけど、収益的勘定から資本的な勘定に処分しているとしています。それが900万円です。単純に、やっぱそのくらい金が今の水道事業の中で足りないと思うんですね。だから、ことし上げろとか、来年上げろとかいうんじゃないんですが、そういう今の水道料金では、今の水道事業はいかれないんだということをしてPRをしなければ、次のステップに進めないんじゃないかと思います。今、水道が抱えている問題ちゅうのは、湯布院と挾間の料金の統一の問題、それから単年度の赤字解消、それから水道事業の統合等大変難しい問題が起こっていると思います。そういうのは、すべて問題点をやはり皆さんに情報開示をしながら、表に出すことがないと進まないと思うんですが、水道課長どうでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 水道課長。

○水道課長（庄 安人君） 水道課長です。二ノ宮議員の御質問にお答えいたします。

今年度の繰り入れについては、おっしゃるとおり1,500万円ほど運転資金として繰り入れをしてもらう予定にしております。それをしていかないと、非常に経営が厳しいということは重々わかっておりますので、早急に基本計画の中で料金の改定の時期が決まっておりますけれども、なるべく早い段階で料金の検討に踏み込んでいきたいと考えております。

○議長（淵野けさ子君） 二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） ありがとうございます。特に、収益的勘定から資本に回すと、



水道事業の一番大事なところを先ぐいしよと思っています。将来修繕ができなくなるような事態が生じますので、ぜひその辺よろしく願いいたします。

それから、3点ほど一般質問を行いました。それが23年度予算の中に、どういうぐあい取り上げられているかことですが、農業・農政のことです。これ何度も質問がありましたので、どちらかと言うと、今、市長が農業に対してあまり力を入れていないんじゃないかという言葉を書きまします。しかし、今度地産地消の問題とか、それから中山間地、戸別補償制度、それから集積化、耕作放棄地、いろんな事業をやっていると思います。ぜひ、総合的に先を見通しながらやっていただきたいということをお願いします。答弁結構です。

それから、次は地球温暖化の問題です。129万7,000円予算計上していただいています。ありがとうございます。まず1つは、先ほどの答弁の中で由布市地球温暖化対策実行計画をつくるということで、そのための予算計上だとお聞きしました。ぜひ、その中にエネルギー対策、この間、副市長がそういうぐあいに回答したんですけど、やはり由布市の中のエネルギーをどうするかということも温暖化の1つの大きな柱だと思います。そのことに入れていただきたいと思えます。環境課長、どうでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 環境課長。

○環境課長（**秋吉 一郎君**） 環境課長です。5番、二ノ宮健治議員の御質問にお答えいたします。

今、地球温暖化対策の予算計上の関係もありましたんですけど、今回予算計上させてもらっているのは、一応業務支援という形で、この計画の策定に当たってはとりあえず職員を中心としたところの組織、推進会議、それから計画推進、いわば作業チームですね。作業チームをつくって、その作業チームは各部署からいろんな地球温暖化に対するいろんな意見を収集した中で計画。それと、今回委託費として上げてもらった経緯なんですけど、これは一応専門知識のあるコンサルタントやりに技術支援をお願いしたいということです。で、この技術支援を受けて、市独自の特殊のある計画をつくって、その計画をもとに、先ほど言った推進会議なんですけど、推進会議とか地球温暖化対策地域協議会、これ民間団体なんですけど、それらのところからいろんな意見をまたもらった中で、平成23年度に計画策定をするように考えております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） よろしく願いいたします。12月のときに、副市長が環境課の中に温暖化対策係をといる、このように検討するということがあったんです。この辺どう考えていますか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 温暖化対策係という名前にするかどうかというのは別にして、当然、温暖化対策には、いわゆるローカルエネルギーをどう活用するかという面も含めて考えなければ

いけないと思っておりますので、いろんな水とか温泉とか、いろんな形のローカルエネルギーの活用についても検討してまいりたいと思っております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） よろしくをお願いします。

次に、団塊世代の本格的な退職時期を迎えたということです。以前、2007年問題ということで大騒ぎしました。ところが、残念ながら今の年金制度の中でほとんどの企業が60歳で定年にならなくて、その後、22年を言うと64歳で年金がつくということで64歳、ことしほとんど私の同級生も含めて退職の時期に入りました。本当、2007年問題のときも大騒ぎして、いろんな施策をしたんですが、ことしは本当に23年度が2007年と同じような状況やないかというように思っています。それで、先ほど資料いただいたんですけど、全国で680万人、この22から24年がですね。で、大分県で6万6,000人、由布市内に1,879人要るそうです。で、その人たちが県外に、由布市出身で県外に約2,000人出ています。どういう動きをするか個人ですからわかりませんが、やはり一番お願いしたいのは、もし帰りたいとか家を探したいとか、そういうときの窓口というのをぴしゃっとして、いろんな形で情報提供ができるようにしていただきたい。このことについて、総合政策課長をお願いします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 総合政策課長です。二ノ宮議員の御質問にお答えします。

一応、由布市出身の方が県外に出られて、こちらに帰ってくるUターンとかIターンとかJターンとかいうんですけども、そういう窓口は総合政策課の企画調整係が担当するようになっております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 金を使わなくてもいいと思います。情報が、その人に流れるように、ぜひお願いしたいと思います。

じゃあ、済みません。次に、23年当初予算の提案理由及び調査説明を聞いてということに移らせていただきます。行革大綱については後でしたいと思います。

今回、この質問一番主にしてたんですが、なかなか時間がなくなりまして、これは23年度予算と国の地方財政計画、そして由布市の地域財政計画との関連です。そして、財政面から見たときに、この由布市というのはどうなっているのかどうかという懸念をしておりますので、その辺について少し市長と議論をしたいと思っております。

財政問題については、一般質問としては大変おもしろくないテーマです。しかし、23年度の国の地方財政計画見ると由布市の10年後が心配です。お手元に議長の許可をいただきましたので、23年度地財計画のポイントということで1枚上げています。これ、大変難しくて私も本当

にうまく読めません。財政係が、こういうのを読みながらやっているんですけど、これは簡単に言えば国の一般の予算について、国が地方の予算をどう決めるかという大変大事な計画です。これは毎年やっているんですけど、裏側見ると歳入があつて歳出というのがあります。これ、なかなか説明しよんと私もわからなくなるんですけど、例えば歳出はどのくらいかかるかというのを、まず国が決めるそうです。で、この中で特に問題なのは、一般行政経費の中に生活保護費、子ども手当、上から5番目、手書きでしているんですけど。これが9.1%のんでいます。15兆7,481億円、これ毎年毎年のんでいます。で、給与等については間違いなく、退手やなんかちゅうのは4.7%もカットされている。だから、この辺はメスが入りよんですけど、なかなかほかのところにメスが入らない。それから、ちょうど真ん中くらいにあるんですけど、これも5.1%。もう、ほとんどの県や市や町村が投資的な経費については、手が出せないというようなことで、このことが景気が悪くなっていると思うんですけど、国自体の地方財政計画の中にこのようになっています。

今度は、それに対して歳入です。歳入は、地方税、譲与税でいろんなあるんですけど、それが足らなくなったのを地方交付税で出します。17兆3,734億円。その下に地方債ちゅうのがあります。括弧で書いてある、うち臨時財政対策債、6兆1,593億円。要するに、1つだけ皆さんに知っておってもらいたい、表に帰ります。地方交付税というのは、昔から所得税・酒税・法人税の32%と枠が決まっていたんですけど、今はそれに消費税、たばこ税が入って地方交付税というのを持っています。で、地方交付税は、さっきの金の中でいうと17兆4,000億円あります。ところが、それに対して今言った交付税で賄える「法定率分」というらしいんですけど、それが11億円しかないんです。あとは借金したりとか、いろんなことで埋め合わせをずっとしていきます。おもしろい数字が一個あったんですけど、過去21年間に地方財政不足の累計額が209兆円あったそうです。私は、てっきりもうほとんどが交付税で措置されたものかと思ったんですけど、交付税ではわずか4分の1の53兆円。そして、一時はやったんですけど交付税の特別会計特会の借り入れ52兆円。あとは、地方債と、ことしうちも6億円か7億円か借らされたんですけど臨時財政対策債。それで、96兆円なんですね。今の何と申しますか、交付税特会自体がもういかれないような状態になってということが、この中から読みました。

それで、質問に移ります。これは、財政課長でも結構なんですが、臨時財政対策債が23年度で8億5,900万円のものになっています。これは、交付税で全額補てんということは間違えないですか。

○議長（淵野けさ子君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） 二ノ宮議員の御質問にお答えいたします。

臨時財政対策債につきましては、いわゆる普通交付税の賄えない分を臨時財政対策債で市町村

がとりあえず負担して、将来的には国が全額交付税で措置するということになっております。

以上でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） もう1つ、合併特例債の問題です。うちの借り入れ限度額は144億円ですね。それが限度額です。合併特例債の計画があると思うんですけど、その中でも全部で82億円ぐらい、今までずっと使ってきているんですけど、そういうものが特例期間の平成27年までに今使おうとしています。それで、これも簡単に言えば、95%の借り入れをして、あと元金、利子の75%を交付税で見るといいですね。大変うれしいことです。それがまた1つです。それからもう1つ、中期財政計画、これは私先ほど、昨年11月に中期財政改革が作成したということを知りました。私も、もう出来るころだということで財政課に行ってお聞きをしました。もう、大変な数字が出ています。で、その中で、特に財政課長にお聞きをしたいのは、推定をするんですが、地方交付税についての見込みをどうしているか。それをわかれば教えてください。

○議長（**渚野けさ子君**） 財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） お答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたけども、中期財政計画につきましては、これまでは5年間の中期財政計画でございましたけども、今回県から、特に県内につきましては、合併後の財政状況はどうなのかということ推計しろということで、今回初めて10年間の中期財政計画を出すようにという連絡がございまして、昨年11月に作成いたしましたけども、その中で御質問のありました地方交付税につきましては、平成27年度までにつきましては国が示した計数がございまして、それは全体論になりますけども、その計数をかけておまして、28年度以降につきましては、由布市につきましては合併の期限が切れますので、交付税につきましては激減緩和の2億円の減少が始まるということで、前年度に比べまして年々、5カ年間でございますけども2億円ずつの減額ということで試算をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（**渚野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） ありがとうございます。けさ、財政課に行って地域財政収支の試算というのをいただきました。これ、なかなか内部資料で出せんとしたんですが、私はこれを見て本当に、これぽつと見ると24年度から差し引き収支赤字です。で、もう27年、28年なんちゅうのは8億円ぐらいですか、赤字なんですね。こういうものを、やはり私は議員とか、職員はもう知っているかもしれないんですけど、皆さんに出して今から10年後どうなるんだというのを、本当に今の状況を知ってもらわんと大変なことといいますか、なるんじゃないかと思

ます。市長、どうお考えですか。

○議長（**淵野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 財政の状況というのは、議員の皆様方にも十分理解をしていただいて、そして知っていただく必要があると思いますから検討させてください。

○議長（**淵野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） ぜひ出していただきたいと思います。また、これはちょっと慌てんばです。その中で、一番初めに言いましたように、ことし、23年度に財調が3億6,600万円も取り壊ししています。そういう大型予算を組むことができるかどうなのかというのが結論なんです。もう、すべて交付税で見ながら、交付税特会自体がもういられないような状況になった中で、もう少し小さい予算といいますか、そういうものが必要じゃないかと思うんですが、市長どうでしょうか。

○議長（**淵野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） そういう考え方は正しいと思いますけれども、今回由布院小学校の耐震化で、今のニュージーランドの地震じゃありませんけども、そういうところが起これば由布院の子どもたちがというような危険性があります。そういうことで、小学校は急いでいると。それから、挾間小学校、谷小学校の耐震化についても老朽化しているから、ただちにこれはやっぱり最優先じゃなくちゃいけないということで財政が膨らんできたわけでありまして、まあそういうのが落ち着けば十分小さな予算でできるというふうに考えております。

○議長（**淵野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 先ほど言いましたように、もう将来を見たときに大変な状況が来ると思っています。簡単に言えば、その国が、今、現金を出さず、ほとんどが交付税で補てんをします。そして、とりあえず地方は借金しようというようなことでやっています。だから、これは全国ですから、もう行きしこ行くんじゃという考えですか、市長。

○議長（**淵野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 地方自治体もそうですけど、国が何とかしてくれるという甘い考え方が今までずっとあったと思いますし、その国に頼った財政計画であったと思います。そういうことから、これからやっぱりそういうことから少し脱却しながら独自の道を歩んでいく必要があるというふうに考えています。

○議長（**淵野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 最後にまとめます。先ほど中期財政計画、これは内部資料ですが、ぜひ議員に出していただいて、1つは現状を議会とか市民とか職員にやっぱり理解してもらうことが、私一番大切だというふうに思っています。だから、本当に悪いところは悪いんだというこ

とを、みんな出していただきたいと。それから、やはりもう1つは、早くいかに市の体制にするかということです。よく財政課長と話すんですけど、今の体制がそれぞれの町の3つが集まって、そして由布市になったんですけど、まだほとんどが昔の町の体制が残っているんじゃないかと。そういう中で、効率がなかなか図れないということをよく聞きます。それから、1つは先ほど言いましたように、もう予算自体を少し小さくしていかないと、もうにっちもさっちもいかないと。そういう中で、第2次行革が始まったと思っています。ぜひ、ああいう行革ぐらいで簡単に財政が良くなったら、もう大変です。そういうことはわかっていると思うんですけど、もう少し本格的にそういうものを進めていただきたいと思っています。

大変済みません、時間がなくて。これで質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 以上で、5番、二ノ宮健治君の一般質問を終わります。

.....

○議長（**瀧野けさ子君**） ここで暫時休憩します。再開は14時40分といたします。

午後2時31分休憩

.....

午後2時41分再開

○議長（**瀧野けさ子君**） 再開いたします。

次に、11番、溝口泰章君の質問を許します。溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 議長の許可を得ました。最後の一般質問者、溝口でございます。今回の一般質問に、しんがりとして出て今まで十分にも議論が尽くされたようでございますけど、申しわけございませんが、もうひとときおつき合いのほどお願いいたします。

けさ方起きますと、もう湯布院のほうは積雪が1センチか2センチ程度あああというふうに、また冬に逆戻りかと思って卒業式に参りました。その体育館の寒いことといたら、ジェットヒーターという機械を3台使ってぶんぶんやっているんですけども、足元から冷えちゃって体を動かしていないと寒くなります。そんな寒さの中で卒業式に出させていただいたんですけども、足も寒いんですけども気持ちも寒くなったような次第でございまして、国歌斉唱歌っているのは私ども来賓と父兄だけです。そして、すべての議事進行が粛々で行われているんですけども、最後になって子どもたちがやっとな感情がきわまったんでしょうか、涙が出てきて我々の目もはばかり泣いておりました。途中あいさつまぎまございましたけれども、本当に子どもたちの素直な心は終わりまで待っていて、やっとな行動になって出てくるようでございます。逆に言えば、それまでいかに我慢させられていたのか。シナリオに沿った進行のような気が致してなりません。私どもは子どものとき「蛍の光」をうたい、そして先生たちと「仰げば尊し」の一番を我々がうたって、二番を先生がうたって、三番をみんなでうたった。そんなことをちよっ

と思い出したんですけれども、うたわされているのかうたったのかということになりますと、これはちょっとその当時の若かりし頃ですから記憶にないんですけれども、記憶には残っております。いい歌だなといまだに思っておりますけれども、もうここ何年も卒業式には通っておりますけれども聞いたことがない。まあ、世の中は変わったんだなという一言では済まないような、変えさせているのかなというような気がしてなりませんでした。徐々に、この由布市も変わっていくであろうと思います。なぜならば、庄内中学校ではきちっと大きな声で、生徒も「君が代」「国歌」をうたったということでございます。湯布院中学校では、それは見られなかったということは、教育委員会からの指示を現場が自由意思で採択しているのかなということも察することができました。これは、歴史がそのうちきちんと改善・改良してくれるものと思っております。

前置きに、余り感情が入りますと中身が薄くなりますので、早速質問に移らせていただきます。通告のように、大きく4点ございます。

大きな1点目が、地域における公民館活動の充実施策についてでございます。

現在、地方自治の充実が求められているんですけれども、その中核となるのは私は自治公民館だと思っております。この、自治公民館のあるべき姿について細かく3点。1つは、自治公民館の果たす機能について、どのように認識していらっしゃるのか。その、認識にのっとった住民の活動はどうあるべきと想定しているのか。2つ目が、自治公民館と地区公民館の機能分担は、現在どのように行っているのか。3つ目が、今後の公民館活動はどのような方向で充実させていくのか、具体的な展望をお伺いします。

大きな2つ目は、小学校・中学校のキャリア教育についてでございます。若者の職業観形成というものが揺らぎ、少年期にしっかりとした舵感の樹立、またそれに基づく職業選択が見受けられなくなったように思っております。このような状況のもとで、小・中学校におけるキャリア教育に関して、小さく3点伺います。1つが、小・中学校のキャリア教育の現況。2つ目が、地域住民の協力を得たキャリア教育の実績と、その評価についてどのようになさっているのか。3つ目が、地域協育、協力の「協」ですね、協育として産業界との協力と連動したキャリア教育の今後を、どう構想なさっているのか。また、もし予算化した事業が、この年度にありましたらお知らせください。

大きな3つ目が、由布市の特産品ブランド化推進事業についてでございます。この事業は、何名かの同僚議員が質問なさっておりますけれども、もちろん農業・観光・商工業の連携を図って、産業の活性化や過疎対策を目標に据えて事業展開を構想しておると受けております。その具体的な内容について、4点にわたってお伺いします。1つは、農産物のブランド化、対象作物と栽培地域や農家をどのように想定して事業を展開していくのか。2つ目が、農産物に付加価値を賦与する加工工程が農業や工業の活性化につながると思いますが、その準備はどこまで進行し

ているのか。3つ目が、ブランド品はたとえ値が高くても、そういう販売価格であっても流通する価値を持つことが前提となります。販売に関して、観光や商業との連携をどのように構想しているのか。4つ目が、県の県産品販売戦略に対して、由布市が連携活用をどのようにしていくのか。

最後の大きな4点目が追加質問でございます。市長の施政方針、議案の提案理由、詳細説明を聞いてのことでございますが、施政方針で家庭で介護している在宅の高齢者介護の支援制度の創設などを行い、住みよさ・暮らしよさを感じる予算化をしたというふうに述べております。その具体的な内容を2点お伺いいたします。1つが、単に物品支給や貸与で介護の支援制度を拡大していくのか。それとも、寝たきりになっても最後まで自宅で暮らせるような、訪問介護や訪問医療を含めた高齢者福祉施策を構想しているのか。2点目が、在宅介護には介護を行う家族への支援が不可欠でございますけれども、その点を考慮に入れた支援制度となるのか。

以上、大きく4点についてお伺いいたします。簡明、簡潔な御答弁をお願いいたします。

○議長（**浏野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） それでは、11番、溝口泰章議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、由布市の特産品のブランド化推進事業についての御質問でございますが、田中議員の御質問でもお答えいたしましたように、農産物のブランド化においては市内の産物でつくられた生産者の顔が見えるもの、安心・安全で高品質なもの、環境に配慮したものを基本にして由布ブランドとして確立していけるようなプランを策定しているところであります。ブランド化の対象となる作物は、既存の作物の振興と新規品目の導入の両面から行って、それぞれの品目において価値を高めていく必要があるというふうに考えております。市内の農業者や農業法人、加工品の生産者等、多くの皆様に推進事業で行う各種セミナーに参加していただき、地域におけるブランド品づくりを推奨して、地域の活性化につながる事業として推進してまいりたいと考えています。加工につきましては、市内の加工品製造業者等との連携を図りながら、市内産品の利用を促進するとともに、各種セミナーの開催によりまして、農産加工品の製造を行う企業者の育成を進めていく計画であります。

観光商業との連携につきましては、田中議員の質問でもお答えしましたように、推進協議会の事業として需要と供給をマッチさせるためのシステムとなる、ポータルサイトの導入を検討しているところであります。

生産と販売につきましては、農業と観光の連携が特に重要であるとと考えておりますことから、このシステムでは市内の農産物の栽培情報や出荷情報を一元管理して、旅館等の消費者への情報提供を行うとともに、需要状況により農産物の栽培計画にも反映させる予定であります。

大分県の県産品販売戦略との連携、活用でございます。県では、生産者、流通関係者、消費者



の想いを産品として形にいたしまして、これをブランド化する取り組みを行っております。県による大消費地への農林水産物の売り込みや、県内外における県産品フェアの開催、ホームページによる県産品の紹介といった取り組みに参加、連携させていただき、由布市のブランド品の売り込みを推進してまいりたいと考えております。

次に、家庭で介護している在宅の高齢者介護の支援制度の創設などを行い、住みよさ、暮らしよさを感じる予算化についての御質問にお答えいたします。

高齢者福祉施策は、尊厳を守って安心して住み続けることができる地域づくり、支え合いづくりを基本理念として、平成21年3月に策定した高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画に基づいて、各種の施策を実施しております。高齢者保健福祉計画では、4つの基本方針を定めておりますが、本年度の新規実施事業は、その指針の1つである福祉事業のさらなる推進の視点から、在宅福祉事業の充実を進めるものであります。

事業といたしましては、緊急医療情報キット配付事業、おむつ等購入補助事業、徘徊見守りシステム利用補助事業を新たに実施いたします。緊急医療情報キットの配付事業は、要援護者等にかかりつけ医師の情報を記した防災カード等を入れるプラスチック容器を配付いたしまして、冷蔵庫に保管して災害時の支援体制に備えるものであります。

それから、おむつ等購入補助事業は、在宅で寝たきり等の高齢者を介護されている御家庭に、おむつ等の購入費用の補助を行って経済的負担を軽減するものであります。

また、徘徊見守りシステム利用補助事業は、徘徊のおそれのある認知症患者を抱える家庭に、GPS端末による見守りシステムの導入費用補助を行うことで、経済的な支援を図るものであります。

その他の既存の事業ともあわせまして、高齢になられても安心して在宅で暮らしていくことができる環境づくりを、さらに進めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、教育長より答弁をいたします。

○議長（**淵野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） 11番、溝口泰章議員の質問にお答えをいたします。

地域における公民館活動の充実施策についてです。自治公民館の果たす機能について、どのように認識しているか。また、その認識にのっとった住民の活動はどうあるべきと想定しているのかという質問ですが、公民館は戦後、学校教育の充実とともに社会教育の必要性も唱えられた中誕生したもので、青年団、婦人会等の活気ある活動の一端を担った歴史もあります。その中で、自治公民館は御存じのとおり、自治区で設けられた集会所であり、自治区住民が連携と親睦を図り、防犯・防災・福祉・環境美化など、自治区内で起こる問題を解決するために、住民みずからが学び集う場所であります。自治公民館は、その地域がいかに住みやすくなるかを住民自身が意

見を出し合い協力し、助け合って地域おこしを行う最前線だと考えております。

次に、自治公民館と地区公民館の機能分担は、現在どのように行われているかの御質問ですが、法律上で役割が分かれています。自治公民館は、一部の例を除き自治区の住民の皆さんが資金を出し合い建設し、自主的に維持管理を行っているもので、法律上では公民館ではなく、公民館類似施設に規定されており、より住民に密接した生涯学習の場であると考えております。

地区公民館は、社会教育法や条例などで規定された公立公民館であり、由布市では中央公民館兼地区館1、地区公民館4が公立公民館です。公立公民館は、交通条件や日常生活圏等をかんがみ、その担当区域を定めるよう基準が定められており、ほぼ1中学に1館に設置が目標とされていますが、由布市では湯布院地区の2小学校区にも設置されています。公立公民館は、社会教育法等で役割は定められていますが、法的な制約もあり、その中で地区館が担当する地域の社会教育の充実や生涯学習の推進に努めなければなりません。

次に、今後の公民館活動はどのような方向で充実させていくのか、具体的展望を伺いたいとの御質問ですが、昨今の公民館活動において不可欠なのは、地域との連携です。市民の皆さんの経験や学習の成果を、公民館活動や学校支援活動の中で生かしていただき、また青少年の健全育成においては、子どもたちを地域の皆さんとともに見守り、はぐくんでいくという体制も必要です。その中で、自治公民館と公立公民館の連携を強化するため、各地域の自治公民館連絡協議会の活動を通して、より地域社会教育の進行を図る等、公民館活動の活性化に努めてまいりたいと考えています。

また、自治公民館活動が快適に行われるよう、活動についても自治公民館活動補助金等で、自治公民館の活動を支援していくほか、自治公民館からの要請に対し学習情報の提供や相談、支援などの確に行うことができるよう、公立公民館の充実に努めてまいりたいと思います。

次に、小・中学校のキャリア教育についてお答えをいたします。

小・中学校のキャリア教育の現況についてですが、小・中学校とも児童生徒の発達段階に合わせたキャリア教育を行っています。小学校では、勤労体験や職場へのインタビュー。中学校では、職場体験など体験を通した生き方の学習が進められているところです。

小学校段階では、職業へのあこがれからスタートし、中学校では自分の進路について考える自己決定能力をはぐくむために、継続的、計画的に指導が行われています。

次の、地域住民の協力を得たキャリア教育の実績と、その評価についてですが、小学校では地域の方の協力を得て、身近な働く人や仕事に触れ合うことで、いろいろな職業や生き方について学んでいます。学校に、さまざまな地域の方が来ていただくことで、子どもたちが以前より元気にあいさつをするようになったとの評価をいただいています。

また、地域の方も学校がより身近に感じられるようになったことで、学校の応援団として支援

をいただくようになってきています。

中学校では、職場訪問、職業講和、職場体験学習で地域の方の協力をいただいています。子どもたちは、働くことの苦勞や喜び、生きがいについて学んでおり、望ましい勤勞観や職業観の育成に大いに役立っていると思います。

また、地域の職場で働くことで、地域の人とのつながりもできたと思います。地域の方からも、好意的な評価をいただいているところです。

最後に、地域協育として産業界の協力と連動したキャリア教育の今後を、どのように構想しているかについてですが、事業としての取り組みは21年度で終了しましたが、22年度以降はその成果を生かし、産業界には中学生の職場体験等で今後も支援協力をお願いし、実践的な取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） ありがとうございます。再質問に移らせていただきますが、順序を少し私も変えざるを得ないような気がいたしますので、最後のほうから市長にお伺いしていきたいと思います。

この中に書かれております、高齢者介護の支援施策制度を創設するということですがけれども、これを私は制度ですから、いろんなことするという姿勢だけではなくて、明文化した何かをつくり上げるのかなど。あるいは、どれとは言いませんけれども、これからの、まあ私自身は家庭での介護がベターじゃなくてベストの形で人の一生も終極といいますか、では一番求められているんじゃないかなと思っておりますので、そこらあたりの充実は本当に、結果的には住んでみたいだけじゃなくて、住んでよかったと、市民の方々が思いながら人生を閉じられていくというふうになるんじゃないかと思っておりますので、その具体的におむつを差し上げるとか、GPSで徘徊を防止するとかだけじゃなくて、制度についてのお考えが市長の頭の中にあっただんじゃないかなと思って質問したんですけれども、その辺ちょっと始まりから説明をいただきたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 言葉では制度とは申しましたけれども、これまで在宅介護されている方々の、高齢者を介護されている方々のおむつの負担とか、大変厳しい状況ということも伺っておりますし、徘徊で消防団が出て探すとか、いろんな状況がありましたから、制度はもちろん考えなくちゃいけないんですけれども、現状としては、そういう喫緊の課題から少しずつ解決をしていきたいという形で今回取り組んだわけでありまして、尊厳を持って最後まで在宅で人生を全うできるという形が本当にとれば一番いいとは思っています。

○議長（**渚野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 人生の最後についての認識が共通しているのも、まだまだこれからもそういう議論の余地があると、施策についてですね、やるとは今感じる事ができましたので感謝は申し上げます。しかし、現段階におきましても、家庭内介護の実態というものは、本当に御本人だけじゃなくて、家族にとっての問題としてクローズアップされてきておりますから、そのあたりを市長は具体的には御存じじゃないかもしれません。担当課が、どのように家族に対して、介護する家族に対しての手当支援というものを考えているのか。まあ、実施しているんだったら、その事例を教えてくださいんですけど。

○議長（**渚野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。溝口議員の御質問にお答えをいたします。

今回、新年度で予定しております紙おむつ等の購入助成事業、それからもう1つは認知高齢者のGPS機器利用補助事業。この2つにつきましては、在宅で介護する家族の方の経済的支援、それから精神的な負担を軽減するものとしてとらえております。

それから、従来からの在宅福祉事業の中で、介護する家族の支援といたしましては、寝たきり老人介護手当というのを合併以降、合併以前も旧町で実施していた町もありますが、合併以降も引き継いでその事業も実施をしております。

以上でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） ちょっとお尋ねします。寝たきり老人の介護手当については、給付額どのくらいなんですか。

○議長（**渚野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 22年度、今年度につきましては、8件ほど予算を組んでおりますが、正式な件数はちょっとあとでまた確認をさせていただきたいと思いますが、6件ほどだったというふうに記憶しております。金額につきましては、月額6,000円を介護している方に支給をするものでございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 溝口泰章。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 件数も減る、そして額のほうが6,000円。それで、寝たきりの老人を我が家で介護するということだと、まあ日当とか何とかじゃなくて、介護なさっている家族の方というのは、本当これはありがたいというふうに声を出して反応をしてくださっておりますか。その額です。

○議長（**渚野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 金額的には、月わずか6,000円というと語弊がございます

が、こういう手当があるということで、市のほうもそういう施策を実施してくれているのかなあという言葉は聞いたことはございます。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 思うんですけれども、その最初に申し上げましたように、人生の終極を迎えるのを我が家でというベストな形での迎え方をサポートする制度として、この計画を制度を考えていらっしゃるのでしたら、もう少し金額的にもそうなんですけれども、件数もふやし在宅で看取ってあげようという家族の意思を増勢するような考え方を全面に打ち出す必要があるんじゃないかと感じましたが、市長どうですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 第5期の計画の中で、平成25年の団塊世代の方たちがこれから介護を受けるようになるような状況を想定しながら、これから今計画しているわけでありましてけれども、私どもはいつも自分自身がそういう状況になったこと、あるいは自分の親がそうなっていることっていうことを想定しながら、これから考えていかないと、なかなか他人ごとのような状況になってしまうので、この辺をみんなで考えて、そういう制度的なものになっていけるようなね、皆さん、本当に全員が理解した状況のものをつくり出していけたらいいと、そのように考えてます。

○議長（**渕野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） そうなんですよね。アルツハイマーじゃないですけども、介護を受けなきゃいけないと、肉体的にも精神的にもですね、なる前に、自分としては我が人生の終焉はこういうふうにといいふうな意思表示をなさる方もいらっしゃいます。もう施設に入れんでくれと。それで、それしか手が無いようだったら、もう首絞めてもいいからと。おれは、私は、自分ちで死にたいんだからと。そういう人が本当に私の周りにもいらっしゃいます。だから、それを、そういう人生の終局、終焉の迎え方を望んでいる方にとっては、制度として、本当にそういうことも市としては支援しますので、意思を表示して、皆さんの住みよい、この由布市で終局を迎えることはやぶさかじゃないんですというふうな、これからの市政として方向としては用意をしていただきたいと思いますので、この点、前向きか、やるか、お願いします。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） このことは私の父もそうだったと思います。父は私に、やっぱり家にいたいと強く訴えたんですけれども、それがかなわなかったという自分の自責の念というのは、いまだに持ち続けています。それを思い出すとつらい思いをします。そういうことを考えたときにね、どこで、だれも、皆さんそうだろうと思います。そういうことを踏まえて、やっぱり今よりも少しずつ前進して、そして本当にやっぱり奥さんになるか、御主人になるか、わからないけど

も、そういうことが介護が可能なような状況をやっぱり考えていきたいというのは強く思っております。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） ありがとうございます。私どもも、もう確かに自分は老いてると。その足音、後ろにちゃんと聞いております。物は忘れ始めたし、本当に、さあって頭の上に眼鏡を置いたまんま眼鏡一所懸命探すような、そんな状況もあります。人からは、お前アルツハイマーだって言われて、なるほどなと思ったこともあります。やがて来る、自分にも来る状況です。自分の親に対しては、本当に、その後同じ目に自分が合うんだということで、人と同じ感覚を私も現在持っておりますので、ぜひともですね、市としても、そういう終焉の迎え方を考慮に入れた方向で、市長のビジョンを担当課のほうにお伝え願えたらと思います。よろしくお願いいたしたいと思います。

続きまして、ブランド品に関する、ブランド化推進事業に関することに関連質問を移させていただきますが、同僚議員も同じように、非常に気にしていらっしゃいましたけれども、実際にブランド品というのはすぐできるわけじゃないし、アイデアを出して、そしてそれを練って、試行、試しに行ってみたりしなきゃいけないと。先ほど二ノ宮議員も危惧されてましたけれども、供給を、アンテナショップの中の供給を絶った瞬間に信用を失くして、その存在が危ぶまれるような状況に陥るといことになりますんで、かなり慎重な取り組みも必要だと思います。

大分県のあれはフラッグ・ショップと呼んでますかね、「坐来」。銀座に出しておりますけれども、市長は行ったことがありますか。

○議長（**浏野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 行ったことがあります。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 結構高いんですよ。関サバ、関アジも置いてますし、今だったらシラスの生シラスなんかも、もうちょっと秋口ですかね。生のシラス、冷凍かけてんですけども。そっと出す。珍しいんです。国東のタチも出てきます。コースで、何千円もとります。万は行かないですけども。それにお酒の豊富なことね。だから頻繁に通ってんじゃないでしょうかね。（笑声）

そういう店でも十分にお客が来るのが東京のいいところで、それに類似するのが関西でもあり、博多でもあるというふうになります。そして今回のアンテナショップの状況を聞きますと、具体的に、正式には、公式には聞いてはいないんで確認しますけれども、福岡駅でよろしいんですかね。その内容と規模と運営の方法なんかわかるようでしたら教えてください。

○議長（**浏野けさ子君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 溝口議員の質問にお答えいたします。

ちょっと質問は予期しておりませんでしたけど、博多駅で結構でございます。博多駅の屋上で「てんくう広場」というのがありまして、そこに鉄道神社がありまして、その境内というか、商店街を催したようにつくっております。その中に九州各県、それから関西のほうからもアンテナショップとして出店をしております。店の広さがですね、間口が2.8ぐらいしかありませんので、物自体をなかの方に置くというブースがありません。喫茶形式でやりながら情報発信をしていきたいということで思っています。その喫茶の中に湯布院でとれた果物とか、そういうものを使いながら商品開発もやっていきたいということで思っております。

料理研究会に委託をいたしますけど、指導等も行っていただきながら、そういう方向で活用していきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 「てんくう広場」というんですか。「てんくう広場」。

○商工観光課長（松本 文男君） はい、てんくう広場。

○議員（11番 溝口 泰章君） 天の空。

○商工観光課長（松本 文男君） ひらがなで書いておりますけど。

○議員（11番 溝口 泰章君） てんくう。天の川の「天」に「空」ですか。

○商工観光課長（松本 文男君） いや、ひらがなのてんくう。（笑声）

○議員（11番 溝口 泰章君） いやいや、だから意味は。「てんくう」というのはどんな意味でしょうか。

○商工観光課長（松本 文男君） 意味はそういうことだろうと思いますが、表示の仕方がですね、そういう表示をしております。

○議員（11番 溝口 泰章君） 2.8というのはメートル、間。

○商工観光課長（松本 文男君） 間口が2.8メートル。

○議員（11番 溝口 泰章君） メートルですか、はい。

○議長（淵野けさ子君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） となると、かなり狭いところですから、どんどんお客を呼んで、どんどん商品というか、ブランド品を紹介するというには機能的ではないですね。

そこで気になりますけれども、その狭いところで多くの品をアンテナショップを通じて紹介して、その反応を見るというよりも、絞って短期的にキャンペーンを張るみたいな形で、絞り込んで、少ない、数少ない商品化したブランドの普及を図るのか、どういうやり方をするのか、課長。

○議長（淵野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 溝口議員の御質問にお答えいたします。

今、アンテナショップについては具体的なものはまだ検討中でありましてけれども、言われるようにスペース的に厳しいものがあるので、時期と、1年の中でですね、時期的にタイミング見てですね、こちらでできる商品、それから野菜等の加工まで含めてのものがどういう形でできるか、今、場所を含めての検討をしているところで、具体的にはまだ決まっておりません。できるだけチャンスはとらえていきたいというふうに思っております。

○議長（瀏野けさ子君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） ブランド商品がまだ決まってないんで、それはちょっとね、私のほうも先を走り過ぎて、ちょっと今反省したところですけども。

かつて、湯布院町の時代にですね、まだ新人議員だったんですが、ぜひやってほしいと言って、下湯平のほうにユズがありますんで、神奈川のほうに「ゆべし」という、ユズの真ん中くりぬいて、白いところもとって、中に、おもちなんですけども、モチ米100%じゃなくって、ウルチ等のまぜ方が難しいもんで、なかなか、そのつくり方を教えてくれないんですけども。服部学園の服部幸應さんにもちょっと一時的なもんで聞いても、彼に聞いてもわかんなかった。日本菓子の中の一つの秘密というか、秘伝らしいんですけども。これはユズ1個で、市長、1,500円ぐらいするんです。いわゆる茶道の菓子ですね。分割するんです。半月にして。それを出すのに、高価な、だから時間かかるんです。おもちを詰めて、ゆでて、寒風でさらして。また蒸気で——蒸してです。蒸して、さらして、蒸して、さらしてを何回かやっているとうい色になって、しっとりするんですね。なじむっていうんですかね。それが1個1,500円でも売れるんです。全国に通信販売もやるし、買いに行ったときの名品として隠れたブランド品ですね。そういう物をつくったら、お年寄りで丁寧につくれるから、下湯平でやったらどうだろうというふうなアイデアを述べたことあるんですけども、そのときに、総務部長は覚えてらっしゃると思うんですけどね、さあ、やりましょうということで、一応、それはいいんじゃないかということで、実際に現地の方々にやりましょうと言ったら、「うん、年だからな」と。今もユズの加工所ございますけれども。その加工所で実際にユズコショウはつくっておりますね。そして川西の、先ほど、後から関連質問に行くと思うんですけども、川西の販売所でまだずっと売れ筋のいい商品として、ずっと販売しておりますけども、それで手いっぱいだからということで。100万円ぐらいの事前予算で見にも行くこともできて、食べるじゃないですけど、神奈川まで行ってみようとしたんですけども、結局つぶれてしまった思いがあるんで、この事業が出てきたときに、ああ、そうだなと思って。今も慎重にやればこれもブランド化できるかなとは思いますが、そういうアイデアを農政課長が1人で頑張ってお出そうとするんじゃなくて、いろんなところに働きかけたらどうかとは思っています。その手法はいろいろあるでしょうけれども、由布のブランド事業、「皆さんだ



ったら何を」というふうな問いかけはなさいませんか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） ありがとうございます。今回シンポジウムを開きまして、山形の工藤順一さんで、彼は山形のサクラamboを売り出した国のカリスマ、観光カリスマですけど、彼の講演を聞いたときに、これからの方向性というのはわかるような気がするんですけども、本当にそういう、わっと飛びついて、そして、もうすぐ終わると。そうじゃなくて、やっぱり飛びついたら、あと、どうして持続してずっとやっていけるかと。そのシステムとか、そういうものをしっかり来年1年間でセミナーを110回ずつ開いて、そしていろんな角度からのセミナー開いて、そして頭の中たたき込んでいただいてやっていただきたい。私が言ってるのは、今までそういう、やろうちゅって機運が盛り上がって、わあっていったけど、何かつまずいたら、そこでぱしゃっとなつて。これがずっと続いてきたと。だから今回は本当に担当者も決めて、そして腰を据えてやろうと思います。ですから、いまだ、まだ商品とか、どういう形もはっきりしてませんけれども、そういういい方向を見つけさせながら、セミナーで方向性をしっかり、そして人間もしっかり育てていくという構えで、今スタートしてるところです。

○議長（**瀧野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 一緒。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

わかりました。しっかりとした足取りで着実に伸びていくという方向性だと思います。

あと、最後になりますけど、これ余談ですけども、ごく最近なんです。庄内でナシの選定してますよね。今ごろですかね。（「もう済んでる」と呼ぶ者あり）済んでるんですかね。うん。そのときのナシの選定後のえらですね。ついてるんです。芽は。それを寒いところ冷やしといて、もちろんバケツに突っ込んでですから、こんな、ね。咲かせるときを操るんですね。今度ハウスの中に持っていくんです。そうすると、ぽっと芽が膨らんで花が咲くのが、この1週間ぐらい前だった。ということは、真っ白の花がおひな様のころに市場に出せるんです。ただ。元は。ナシ園の人たちは、通常は細い枝切り落として、そのままほったらかしておきますと枯れてきて、たきつけになるもんですから、それこそ、ふろじゃないですけどね。そういう使い方はしてますけれども、金にはならない。選定のあの長い奴ですよ。びゅーっと上にまで、徒長枝っていうんですかね。あれを商売で使えばいいのにと。実際に老人ホームに持っていったら、すごく喜んでくれる。それに梅を少しませたらいいんですけどね。白とピンクの花が、こんなふうに生けることができる。これ売れますよね。うん。

そういうアイデアで動けば、徳島の葉っぱばあちゃん。葉っぱ農家ですよ。あれも最初は全部ただですもんね。裏にあるナンテンとって、葉っぱとって、ほんで高名な料亭に送るんですから。それで1,000万円稼いでいるばあちゃん、いるんですもんね。そういうアイデアをさっき言

ったように、募る可能性を探って、ぜひね、具体的に動いていただきたいと思います。よろしく  
お願いします。あなたならできる。

いや、彼の熱心さは私も認めます。非常に動いてくれて、この前も塚原でいろいろと話をしま  
した。これからですね。頑張ってくださいと思います。決してあれを言ってるんじゃないで  
すよ。人事に関して口を挟んでるわけじゃないんですよ。はい。

では、公民館のほうに移らせていただきます。時間もなくなりました。

私は、学校と公民館ということで、市民、住民の方々の受けとめ方がですね、今まで学校が地  
域のシンボルだというふうな考え方できたのが、その学校自体がそういう機能をみずから捨てた  
というのはおかしいんですけれども、社会とのつながりをだんだんと細くしてきたような気がし  
ます。それ故に地域の方々が学校に気楽に入らなくなった状態があるんだと思うんですけれど、  
どういうふうにとらえられておりますか。

○議長（**浏野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） お答えいたします。

学校はやえもすると閉鎖的っていうことをよく指摘されてきました。学校教育の中でいろん  
な子どもたちの問題が顕在化されて、根が深いということで、学校教育ではどうにもならないと  
いう、学校教育担当者、教員も含めてですね、だんだんと認識するようになりました。それで、  
地域の力を借りながら、地域とともども一緒に子ども育てをやっていただきたいという視点で、  
開かれた学校ということがやはり言われ続けながら、最近、そのような方向に進んでいると思っ  
ています。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） まさに教育長も指摘なさっているように、そういう現実はある  
にありますがね。ですから、その失った機能、これは学校教育に特化してももういいと思います  
んで、その分、社会とのつながりある部分を公民館のほうに回す。公民館に、その機能果たして  
もらうという方向性を提唱したいんですけれども。

○議長（**浏野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） お答えします。

公民館が学校教育のなすべきところを補う機能は今のところ、ちょっと無理じゃないかなと思  
います。自治公民館や公民館活動そのものは、やはり目的は学校教育以外の青少年、並びに成人の  
方、高齢者の方々に対する生涯学習なり、社会教育を推進する場として、または自治公民館の場  
合は、地域で自分たちの地域をよりよくするためのことをお互いに考え出し合いながらやって  
いくという、そういう場所だと認識していますので、学校教育に肩がわりするような公民館活動  
というのは無理やないかなと。本来の姿からいったら、そう思います。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 少し、今、考え方がずれました。というのは、私は肩がわりというよりも、地域の方々が子どもたち、学校教育で教育を受けてる子どもたちとの接点を学校の中に求めるのではなくて、それから、子どもたちが帰ってきた自分たちの自治区の中で、そういう子どもたちに対して、それこそあいさつから、節度ある言葉遣いから、何からというのを教えるように教育、これはもう教育というよりも生涯学習の部分になるんでしょうけれども、そこを自治区の方々にお願いしてやることはできるんだろうと思っているものですから、どうでしょうというふうに問いかけたんですけれども。それは多分よろしいでしょうとなるでしょうけどもね。だから、そういうことになりますと、小さな自治区であればあるほど機能が先鋭化すると思うんです。もう見知ってますから。そこを活用して、さまざまな、3番目のキャリアにもつながってくるんですけども、コーディネートをしてくれる地域の人がいれば、もう、もっけの幸いですから、すぐ動いていただきたい。しかし、いない場所もあるわけです。ですから、地域教育、協力の教育コーディネーター制度があるんですけども、その部分、果たして由布市では機能していますか。

○議長（**浏野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） お答えします。

コーディネーターそのものの数も非常に少ないしですね、この事業が始まってから、今3年目ですか、の形の中で、その事業が今年度終わって、来年度から人員的には縮小されるような形になってます。県の事業とか、国の事業は、ある意味では、いい事業を提示をして、その中で予算をつけて、これを継続してほしいというねらいの中から事業来るわけですが、それがなかなか継続しにくいという欠点がありますね。その辺の絡みも含めながら、やっぱり、やっていかなきゃならんと思いますが、あくまでも自治公民館の場合は自治公民館長さんの働きが大きいと思います。館長さんが、失礼ですが、人を得た場合は、非常にその自治公民館活動が活発になります。そして、それを支えている人たちもふえながら、やはり地域が非常に活性化してる事例も市内にもあります。また湯布院町がかつて県下の社会教育を先進的にやっていた時期もありますし、そういったノウハウも含めながら、やはり自治公民館活動をどのように、本当に公民館長さんを中心として、やる気のある館長さんを育てるといったら言葉が悪いですが、見識を深めながら進めていくことが非常に大事じゃないかと。それでないと、なかなか人とのつながりも希薄になっているという現状から考えて、大事な部分だろうと思っています。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） じゃあ、そで下から手を引き出すようで悪いんですけども、地区館がございます。そして今くしくも教育長おっしゃったように、湯布院におきましてのその

地区館の機能というものは、非常に特徴的で極めて深く広く機能してると思うんです。そのあたりの他地域、挾間や庄内に対しての普及といいますか、同じように充実させるとなると、先だって工藤議員が挾間にも地区館を設置すべきじゃないかということを提示なさいましたけれども、まさに私もそのとおりでと思うんです。今、湯布院と他の2地域との間で、地区館の存在を介して温度差があると思います。機能に関しましては、地区館の機能に関しましては、非常に社会教育的にいろんな教室もできますし、いろんな活動が多々可能になってきます。ですから、そういう機能を持った地区館の建設っていうのは、市長、庄内や挾間に必要だと思うんですけども。

○議長（**瀧野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） これまでの経緯というのも十分考えなくちゃいけないし、人口過疎的なところと、それから密集してきたところと。そういう事情もいろいろあるので、そういうことについても私自身今勉強してるところであります。

○議長（**瀧野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） キャリア教育もそうです。実際に働いてる人の姿を見て職業観を形成していくという子どもたちの育ち方がありますから。これはイベントを起こして行うことも大事ですけども、常日ごろから大人と接する場を設けるということでは、家族と接する、家族の大人じゃなくてですね、地域であり、その広がりをもっといい。そういう場を設けて、そういう機会を提供して、子どもたちに刺激を与える。これで先ほど私が申しあげました職業観、そして、しっかりとした職業選択に基づいて、今みたいにニートだとか、派遣で満足しきってしまうような、そういうことが防止できるような気がするんです。そこはぜひ鋭意ですね、場の設定、地区館をつくれということとはまた違うんですけども、場の設定というのを本当にやらないと、家族しか周囲に大人がいないという子ども。彼らにとって、さまざまな大人がこんなに活躍しているよと見せる場、機会をつくる。そんなのがこれからたくさんやらなきゃいけない仕事として、教育にはあると思います。

そういう話を私発想しますのも、一期議員のときに、はさま未来館に生重幸恵さんというNPOのドラえもんみたいな声で本当に愉快地話してたおばちゃんですけども、何と今、中教審の第6期の委員です。活躍が、高井戸で、杉並でね、NPO立ち上げて、コーディネーターですよ。どんどん職業を学校に紹介していく。何ぼでも走って、探してきてあげるから。それで頼まれた学校にその適材と言われる先生方になる社会人を連れてきてあげる。それこそJICAの英語ペラペラのスペイン語がペラペラのおじさん連れてって、そこの国での生活ぶりを教えると子どもたちが自分も語学やりたいというふうになってくれて、一所懸命頑張ったらできるもので、褒められて、成績が上がっていくとかいう効果まで彼女は体験してる。だから大人がサポートしてあげるんだ。それも一種のキャリア教育ですね。本当に機能的に客観的に、大人が職業ってこんな

もんよと言うんじゃないなくて、自分が教本になって行ってくれる人連れてくるというようなやり方で、これからの教育というのは本当に少子化ですから、それだけ密な教育ができると思いますんで、準備と実践を経て、ぜひとも教育について効果を上げていただきたいと思います。それがこの先、住みよい、住みたい、住んでよかった由布市をつくる一つの布石になり、手法になって、充実していく地域づくりということが言えると思いますので、ぜひとも、この点御利用いただいて、今後の市政を着実に、そして健全にがっちりと築いていってほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。

.....

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、11番、溝口泰章君の一般質問を終わります。

これで、今回の一般質問はすべて終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時55分といたします。

午後3時41分休憩

.....

午後3時55分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

----- . ----- . -----

## 日程第2. 議案第48号

○議長（**渕野けさ子君**） 日程第2、議案第48号平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計予算の訂正の件を議題とします。

市長に議案第48号について訂正理由の説明を求めます。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） ただいま議長から提案がありました議案第48号平成28年度由布市農業集落排水事業特別会計予算につきまして、一部に訂正がございますので、議案の差しかえをさせていただきます。お願いを申し上げます。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（**溝口 博則君**） 環境商工観光部長です。

大変申しわけないんですが議案の訂正のほうをお願いしたいと思います。

訂正の内容につきましては、議案48号の平成23年度の由布市農業集落排水事業特別会計の予算、その第3条の中ですけれども、「地方自治法の第235条の3」と記載すべきところですが、**「地方自治法第235条第の3」ということで、「第」の字が1字余分に挿入されております。確認はいたしたところでありまして、つい見落としてしまいました。今後このようなことがないように十分注意してまいりたいと思いますので、大変まことに申しわけございま**

せんでした。訂正のほうをお願いしたいと思います。

なお、訂正をしました議案書を作成しておりますので、あわせて差しかえのほうもお願いしたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 詳細説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、議案第48号由布市農業集落排水事業特別会計予算についての訂正の件については、これを承認することに決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第52号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第3、議案第52号平成22年度由布市一般会計補正予算（第9号）を上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） ただいま上程いたしました追加議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第52号平成22年度由布市一般会計補正予算（第9号）は、市道湯布院駅前線外舗装工事の入札が不調となりましたことから、年度内完成が困難となり、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） 財政課長でございます。

それでは、平成22年度由布市一般会計補正予算（第9号）をお願いいたします。

議案第52号平成22年度由布市一般会計補正予算（第9号）、平成22年度由布市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条繰越明許費の追加は第1表繰越明許費補正による。平成23年3月4日提出、由布市長。それでは裏面をお願いいたします。

今回追加で繰越明許費の補正をお願いいたしますのは、款、項、事業名、金額につきましては、土木費、道路橋梁費、市道湯布院駅前線外舗装改修事業4,150万円でございます。2月22日に入札を執行いたしましたが不調に終わったため、年度内完成が見込めないことから、今回繰越明許費の補正をお願いするものです。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 詳細説明が終わりました。

次に、日程第4、報告第1号から日程第40、議案第33号までの各議案について質疑を行います。

発言につきましては、日程に従い議案ごとに締切日までに提出された通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については所属委員会をお願いいたします。

---

#### 日程第4. 報告第1号

○議長（**渕野けさ子君**） まず、日程第4、報告第1号専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 通告しておりましたように、この事故の被害者側の損害金額はこれでわかるんですが、それぞれ報告1、2、3の公用車の損害額はどうかであったのかを教えてくださいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 契約管理課長。

○契約管理課長（**渡辺 定君**） 13番、太田議員の御質問にお答えします。

報告1号、2号につきましては、公用車の破損が発生してございませんので損害額はございません。第3号の交通事故における公用車の損害金額は6万2,257円となっております。

○議長（**渕野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） この報告3号の件ですが、事故概要を見ますと……。

○議長（**渕野けさ子君**） 報告1号ですけど。

○議員（**13番 太田 正美君**） ごめんなさい。なら、いいです。

○議長（**渕野けさ子君**） いいですか。

次、6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 専決処分の専決日のことについてお伺いいたします。

専決日が5月19日、去年の5月19日に専決にしていることですが、どうして今議会まで報告がなくて、この10カ月以上たってから報告されたのでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 契約管理課長。

○契約管理課長（**渡辺 定君**） 小林議員の御質問にお答えします。

議員の御指摘のとおりでございますが、本来でございますと5月の日にちでございますので、

本来は6月の議会に、第2号におきましても同様でございまして、10月の日付でございまして、12月の議会に上程するべきものでございました。私どもの事務の遅滞から、このように今回本会議にあわせて提出をさせていただくことになりました。今後はこのようにないよう随時決済をいただいて後、速やかに議会に報告をしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（**渕野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） ちょっと、追いつめるわけじゃないんですけど、具体的に聞きたいんですが、本当にこれは、単純に報告をしなければいけないことに気づかずに置いてあったのかどうかです。じゃあ、どうして今回の議会ではこれに気づいたのか。5月に専決したもの、今課長おっしゃったように、6月、9月、12月と3回も議会がありました。単純ミスで気づかなかったのか、どうか。そこら辺をちょっと具体的に教えてください。

○議長（**渕野けさ子君**） 総務課長。

○総務課長（**佐藤 式男君**） 総務課長です。

実は今回、議案を出す段階で、1号、2号の交通事故の問題が出たときに、私のほうから、もう、ことし、それ以外の交通事故ありませんかという中で、今回の報告1号から3号が見つかったので、それはもう当然今回の議会出してくれということで報告させたということが現実です。

○議長（**渕野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 3回目なので全部まとめて言いますけれども、これ根拠が地方自治法の180条の第1項による専決処分の報告なんですね。覚えてらっしゃると思いますけど、去年のこの3月議会で、この180条の第1項による専決処分ができるように条例つくったんですよ。由布市議会。私は大反対しましたけれども。179条で専決処分すればいいのに、わざわざ180条の1項でやることはない。それは何が違うかという、179条で専決処分した場合には、地方自治法のほうに、次の議会において報告するというふうに分けられています。だけれど180条での専決処分の報告は議会に報告しなければならないというだけで、いつの議会って規程されていないんですよね。私はすごくここに悪意というかですね、意図を感じるんですけども、わざと180条をつくっておいて、しかもですね、179条は議会が承認しなきゃいけないんですけども、180条は議会が承認する必要はないので、いつでもいいから議会に出しとけばいいという意図をすごく感じるんですけども、そういう意図があったのかどうか。そういう意図がないんだとしたら、今、契約管理課長言われましたけれども、例え今後180条による専決処分でも、速やかに、できるだけ次の議会で報告するということを約束していただけるかどうか。

あと、もう1点だけ。この議案の根拠法令が180条、地方自治法の180条を根拠にしていますが、むしろ、この180条に基づいてつくった由布市長の専決処分に関する条例という、由



布市の条例を根拠条例にして議案をつくったほうがいいのではないかなと思いますが、その2点、回答をお願いします。

○議長（**渚野けさ子君**） 契約管理課長。

○契約管理課長（**渡辺 定君**） 御指摘のとおりでございまして、今後そのようなことがないように随時報告をさせていただきます。

○議長（**渚野けさ子君**） 総務課長。

○総務課長（**佐藤 式男君**） 総務課長です。

自治法で行けばいいのか、条例で行く方がいいのか、ちょっと研究をさせてください。

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

### 日程第5. 報告第2号

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第5、報告第2号専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 一緒ですから。

○議長（**渚野けさ子君**） いいですか。

○議員（**13番 太田 正美君**） 次にまわして下さい。

○議長（**渚野けさ子君**） はい。次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 一緒です。

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

### 日程第6. 報告第3号

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第6、報告第3号専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 事故概要によりますと、甲の車に乙の自家用車が衝突したとありますが、何で甲が過失割合で30%払わなければならないのかという具体的な事故状況がわからないのと、先ほど公用車の損害金額は同額になっているということは、ちょっとこの過失割合のことと比べても何となく理解に苦しむんですが、その辺の詳しい説明をお願いいたします。

○議長（**渚野けさ子君**） 契約管理課長。

○契約管理課長（**渡辺 定君**） 太田議員の質問にお答えいたします。

この報告3号での公用車の事故につきましては、御承知のとおり、公用車の過失割合は30%でございました。当然公用車につきましても、相手の車両につきましても、修理するための査定をして修理に出したと。相手側に対しての公用車の過失割合30%分については相手の修理にかかる経費として支払いをいたしました。しかし、公用車の修理査定の金額の中の70%、相手側の70%の負担につきましては、当然相手側の保険のほうから賄われたということでございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） そうすると、公用車に対する相手側の保険で公用車の損害を払ったということですか。要するにね、向こうがぶつけてきたんでしょ。そういうふうな、事故概要ではそういうふう書いてますわね。

○議長（**浏野けさ子君**） 契約管理課長。

○契約管理課長（**渡辺 定君**） お答えします。

確かに事故概要では業者側からの事故、衝突ということでもございましたけども、100%の過失があったわけではございません。公用車側にも30%の過失があったというふうに査定をされたということでございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） だから、公用車の修理は向こう側が払わないんですかという質問なんですよ。

○議長（**浏野けさ子君**） 契約管理課長。

○契約管理課長（**渡辺 定君**） お答えします。

金額については出ておりませんが、先ほども言いましたように、公用車の修理に必要な金額のうちの70%につきましては、相手側のほうから支払われたということでございます。

○議員（**13番 太田 正美君**） だから、その金額はわからないんですか。

○契約管理課長（**渡辺 定君**） 失礼しました。金額でございますか。金額については11万1,600円ということになってございます。

○議員（**13番 太田 正美君**） はい。

○議長（**浏野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

### 日程第7. 諮問第1号

○議長（**浏野けさ子君**） 次に、日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

### 日程第8. 議案第1号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第8、議案第1号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 総務部長が若干詳しい説明を先日したので、その辺の資料をいただければいいかなと思うんですが、ちょっと気になるのが、この事故でも加害者の氏名は表記してるんですが——被害者の氏名ですね。被害者の氏名は表記してるんですが、加害者の氏名というのはどうして表に出さないのかというのをお聞きしたいだけです。

それと、もう1点は、こういう事故で公用車にはどのような対人対物保険を掛けているのかという2点をお聞きしたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 契約管理課長。

○契約管理課長（**渡辺 定君**） 契約管理課長でございます。太田議員の質問にお答えします。

1点目の加害者の名前の表記でございますが、対象となった公用車の所有名義が市長になってございます。したがって、議案の中には市長名を明記しております。

それから、次の公用車の保険内容でございますけれども、対人につきましては無制限、対物につきましては500万円の補償内容で契約をいたしております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） このようにたびたび公用車の事故が起こってるわけですが、こういう事故があったときに、保険料、次の年の保険料というのは一緒なんですか。変わらないのか、それともやはり（発言する者あり）若干料金が上がってくるのか、どの程度上がるのか、わかりましたらお願いします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 契約管理課長。

○契約管理課長（**渡辺 定君**） お答えします。

詳細についての資料を手元にございませんで、後ほど準備して答えさせていただきたいと思っております。

○議長（**瀧野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第9. 議案第2号

#### 日程第10. 議案第3号

#### 日程第11. 議案第4号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第9、議案第2号和解及び損害賠償の額を定めることについてから、日程第11、議案第4号由布市暴力団排除条例の制定についてまで、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

### 日程第12. 議案第5号

○議長（**浏野けさ子君**） 次に、日程第12、議案第5号由布市消防長の任命資格を定める条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） この条例の制定により、どのような人事交流ができるのかを具体的に教えてほしいということなんですが、何を狙っているのかということなんです。これを制定することによってですね、これから先どういうことが想定されるかということ具体的に教えてほしいということです。

○議長（**浏野けさ子君**） 人事職員課長。

○人事職員課長（**柚野 武裕君**） 人事職員課長です。太田議員にお答えいたします。

消防長の任命資格につきましては、消防職員以外からの任命資格として、市町村の行政事務に従事した者から選ぶ場合は部長の職というふうになっております。

今回の政令の改正につきましては、これを補佐する者ということで、補佐する職ということで、課長職ということで、条例で定めております。

その職務を、期間につきましては、部長職におきましては2年と、課長の職におきましては3年としています。

こういった拡大することによってですね、消防長の任命資格の範囲が広がるということでございます。

○議長（**浏野けさ子君**） いいですか。

これで質疑を終わります。

---

### 日程第13. 議案第6号

### 日程第14. 議案第7号

### 日程第15. 議案第8号

### 日程第16. 議案第9号

### 日程第17. 議案第10号

○議長（**浏野けさ子君**） 次に、日程第13、議案第6号由布市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてから日程第17、議案第10号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてまで、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

### 日程第18. 議案第11号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第18、議案第11号由布市妊婦健康診査特別対策基金条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、5番、二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） この条例が21年の7月23日にできてますし、読ましていただいたんですけど、基金条例の設置期間を当初なぜ2年にしたかということがよくわかりません。

それと2年たったんですけど、この2年間の間にどういう事業展開があったのか、さらにあと1年の延長が出てますが、その1年でこの事業というのが完結をするのかという心配をしています。そのことについて質問いたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（**衛藤 義夫君**） 健康増進課長です。5番、二ノ宮議員にお答えいたします。

まず、最初の質問で、基金条例の設置期間2年間についてでございますが、2年間につきましては国の助成事業ということで、21、22年度の助成事業決定したところでございます。

それと、この2年間の事業展開並びに1年の延長で完結するのかの御質問でございますけど、事業展開につきましては、経済的な負担を軽減して、安心して、妊娠、出産ができる体制ができたものと思っております。実績につきましては、人数的にトータルでございますが、21年度事業で1,684名。金額につきましては、1,600万円弱の総事業費でございます。

完結をするのかという部分でございますけど、完結はいたしません。幸いに23年度事業については延長ということでございますけど、24年度以降につきましては、やはり負担、経済的な負担、いろいろな少子高齢化対策等を考えたら、やはり事業の継続は必要かと思うところでございます。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 5番、二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 1,800万円で事業が、事業というか、基金ができてるんですが、それすべて国の助成事業だったかということと、それから1年で完結しない場合は、延長をですね、2年なり、3年なりというのは国の助成事業の関係でできないんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（**衛藤 義夫君**） 助成の延長につきましたら、県を通じまして国のほうには助成の延長をお願いしてるところでございます。ですから、やはり市としても、その辺の分は考えていかなければならないというところでございます。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） いいです。

○議長（**瀧野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 同趣旨なんですけど、もうちょっとつけ加えて。基金条例ですよ。具体的な基金の運用実績ですよ。補助金として出した分ではなく、基金としての運用実態がどうだったのかということと、今の5番議員さんの受けてなんですけど、担当課としては、国の助成の延長は出してるけれども、それ以降も市として、こういう事業をやっていききたいということであればですね、そういう市の明確な意思があるのであれば、むしろ1年延長ではなく、執行の期日を設けずに、これ恒久的な市の事業だということで、執行期日を設けないほうがいいんじゃないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。6番、小林議員さんにお答えいたします。

まず、22年度の運用実績でございますけど、22年度につきましては基金から600万円を繰り入れをしております。23年度に1,200万円繰り入れをする予定でございます。

そして、さらに延長ということでございますけど、やはり由布市だけではどうにもならない部分がございます。県等々歩調を合わせながら、やはり今からですね、23年度以降、24年度以降はそういうふうな継続した事業の延長を図っていかねばならないということで国にお願いをしてまいりたいと思うところでございます。

○議長（淵野けさ子君） 6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 執行の項目を設けるとですね、今は国や県の助成があるから、その期間だけやるというふうに読みとれるんですね。実際そういうふうにした事業だと思うんです。だけれども、やってみたら、市としてもこれは非常に重要な事業で、例え国や県の助成がなくなったとしても、市の単費でも、これはずっとやっていくべき事業だということがあるのであれば、もうその執行規程を設けずにですね、これはもうずっと市がやる事業です。もし県や国の助成があれば、それを充てればいいし、なくてもやるんだという意思があるんだしたら、むしろ執行期日設けない。そこに私は市の姿勢が見えると思うので、これは設けずに、絶対やっていくんだということで、執行期日外したほうがいいんじゃないかなと思いますが、そこはどうなんでしょう。

○議長（淵野けさ子君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。

御質問の意味は十分理解しております。ただ、県のほうで基金を創設しております、あくまでも県に基づいた部分でやって、国の事業に基づいてやっておりますので、この辺は御理解いただきたいと思っております。ですから、今後単独でするのか、その辺はまた財政等と協議しながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（淵野けさ子君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） 財政課長でございますけども、この基金につきましては、21年度の国の経済対策臨時交付金600万円を充当して、単費を1,200万円つけて、1,800万円で基金造成をしております。そして、これをどうして基金にしたかということにつきましては、先ほど健康増進課長申し上げましたけども、国の条件として、2カ年間で消化しなさいということでした。22年度で行ったんですけども、結局単費分が1,200万円残っておりました。ということで、この基金を23年度で崩すためには基金の延長を1年間しないといけないということになりますので、今回1年間のみの延長していただいて、その後につきましては、もう一般財源でこの事業やるかどうかという判断になりますので、それについては基金を造成するまでもなく、一般会計のほうで処理したいということで手続を踏んでおります。

以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第19. 議案第12号

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第19、議案第12号由布市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。5番、二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 議案12号の国保のことについてお聞きをします。

上げるということについて全面的に反対ということではありません。しかし、なぜ上げなければならないかという理由を少し詳しく説明していただきたいと思います。

それから、所得割、応能割ですか、所得割のみのアップになっていますが、この理由。それと標準家庭でどの程度のアップになるかということなんですが、もし資料がですね、恐らくつくつてくると思うんですけど、標準家庭の保険税の推移とか、そういう物があれば、健康福祉事務所長、ぜひ今でも配っていただきたいんですけど。（「あれば」と呼ぶ者あり）そりゃ、あればという事でよろしいんですけど。（「議長の許可をいただければ」と呼ぶ者あり）

○議長（淵野けさ子君） はい。配ってください。

[資料配付]

○議長（淵野けさ子君） 保険課長。

○保険課長（津田 淑子君） 5番、二ノ宮議員さんにお答えいたします。

一括というか、上げなければならない理由と、それから2番、3番、一緒に説明、答弁させていただきます。

国民健康保険会計の歳出の大半は保険給付費に充てられております。これらの財源は加入者に納めていただく保険税のほか、国が負担する国庫支出金や交付金及び一般会計からの繰入金によ

り運営いたしております。ここ数年、医療費は増加の傾向にありますが、対する保険税は不況等の影響により低下しており、あわせて一般会計の法定外繰り入れについても厳しい状況になってまいりました。

国民健康保険事業は加入者の医療費総額が増加すれば、それに見合った収入を確保しなければならないという財政運用上の難しさがあります。このような状況から、国保財政の健全化を図るため、今回税率の改定をいたすことになりました。

今回の改定につきましては、お手元の資料で説明をさせていただきます。

まず、これは国保の運営協議会でお諮りした資料の一部でございますが、まず上の表につきましては、22年度標準家庭の年間保険税を載せております。夫婦2人、40歳以上、子どもが2人いて、課税所得200万円、固定資産税額が5万円の標準家庭の1年間の保険税を載せております。由布市は下から2番目で36万2,500円ということになっております。

2枚目をお願いいたします。

これは、まず1番上の欄が現行の税率になっております。中ごろの改定案1としまして、医療分の所得割を2%上げた分、7%から9%の2%ふやした分の税率でございます。この場合、調定額が約6億5,500万円になりまして、調定的には約6,000万円の増になります。収納率が現年度が約90%ですので、それを掛けまして、実質5,300万円の増が見込まれます。

下の改定案2につきましては、今申しました2%の増に加えまして、均等割、平等割を現行の1.2倍にして税率を設定しております。その場合、調定の増は1億500万円になります。そして実質増は9,500万円になります。この場合、実際保険税はどうかと申しますと、1ページのほうをお願いいたします。

1ページの改定案1、2とございますが、改定案1というのが2%増の分でございます。これにした場合、さっきの標準家庭を比べていただきますと、年間の税額が40万2,500円になります。現行の約4万円増となります。改定案2にした場合、年間の税額が42万8,600円になり、現在より6万6,000円ほどの増になります。

実際、国民健康保険税は、所得割の額と均等割と平等割を足した額が50対50というのが理想的と言われております。しかし、そうなりますと、改定案2の上げ方が理想ではあるんですが、そうなりますと、均等割、平等割も引き上げることになり、所得の低い方の負担も上がってまいります。今現在の経済情勢の中で所得の低い方に負担増を求めるのは厳しい状況にあると考えます。今回は改定案1の所得割2%増、約5,000万円の増になりますが、こちらのほうで提案を行い、運協に諮問し答申いただいた次第でございます。

このようなことから、所得の低い方の負担を考慮し、影響がほとんどないよう均等割、平等割の応益割は据え置くこととして、医療費分の所得割のみ、2%引き上げることといたしました。



以上でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 5番、二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） よくわかりました。必要な分については、やはり繰り入れ等に頼らなくて、私はすべきだと思ってます。特に保険について、この小さな市が繰り入れをしていったら大変なことになるんじゃないかと思ってます。それで、しかし、低所得者についてはですね、できる限り、そういう配慮していただきたい。もし国保のいろいろ言うんなら、やはり国の制度自体がですね、おかしいと。その制度を変えるような運動をしていくべきだと思ってます。十分議論をしていただきたいと思います。

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

### 日程第20. 議案第13号

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第20、議案第13号由布市子育て支援特別対策基金条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、5番、二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） これも同じです。なぜ2年間にしたかということと、特に22年度に2,000万円追加積み立てを行って、取り壊しが230万円ということで、またこれも1年間の延長で完結するのか、その内容についてお聞かせください。

○議長（**渚野けさ子君**） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（**宮崎 直美君**） 子育て支援課長です。5番議員さんにお答えいたします。

当初2年間とした理由はということですが、これは大分県が国から交付された子育て支援対策臨時特例交付金で、交付金を財源に大分県安心子ども基金条例の制定をいたしました。

設置の目的といたしましては、子どもを安心して育てることができるような保育所等整備事業及び放課後児童クラブ設置促進事業で施設整備を行うためのもので、平成22年度までの間、事業を行うために期間を設定しております。

市も県の安心子ども基金の事業とあわせまして体制整備を行うため、2年間に期間を設定いたしました。

それから、この2年間の事業の展開はという御質問ですけれども、市は当初基金の積み立てを3,000万円行い、事業計画では県の安心子ども基金の補助対象の事業である保育所等の大規模改修事業及び県の安心子ども基金事業に該当しない小規模改修や放課後児童クラブ改修等の事業を計画いたしておりました。平成21年度に2,000万円の増資をいたし、総額5,000万円となっております。

基金からの支出につきましては、平成21年度で230万円。それから平成22年度で3,970万円の支出を予定いたしております。

以上です。

○議長（**渚野けさ子君**） 5番、二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） よくわかりました。先ほどの11号と同じなのですが、この事業については、もう24年以降については一般財源でやるということでもいいんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、じゃあ、結構です。

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 11号と同趣旨で、財政課長の説明でよくわかりましたので結構です。

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第21. 議案第14号

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第21、議案第14号由布市準用河川占用料徴収条例の一部改正については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第22. 議案第15号

#### 日程第23. 議案第16号

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第22、議案第15号由布市都市公園条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。5番、二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 済みません。15と16同じにしていいですか。関連があります。

○議長（**渚野けさ子君**） はい。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 済みません。一つは都市公園とその由布市公園の選別基準ということをお聞きしたいと思います。

都市公園規則というのがあるんですが、その基準を読むと、各市の条例で面積等定めるというようになっていますが市の条例にはないようになっています。読み違いかどうか教えてください。

それと、公園台帳の整備によって、その交付税の影響額についてはどのくらいあるかもお願いします。

○議長（**渚野けさ子君**） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（**工藤 敏文君**） 二ノ宮議員の御質疑にお答えを申し上げます。

都市公園と由布市公園の選別は、都市公園につきましては、都市計画区域内にある公園でござ

いますので、現在は挾間町と湯布院町にしかございません。また由布市公園条例については都市計画区域外の公園に位置づけられております。

都市公園規則で基準を定めるようになっているが、由布市の公園条例ではということなんです。確かに都市公園の施行令では地方自治体が設置する公園の配置や規模の基準を定めております。由布市の都市公園条例では、特にこのような規模などの定めはございません。ただ、私どもとしては、大分県の開発の許可基準によりまして、宅地造成などの3,000平米以上の開発において、3%以上の公園を設けることということになっておりますので、今は90平米以上の公園を都市公園として位置づけをと考えております。

交付税の影響額については財政課のほうよりお答え申し上げます。

○議長（**刈野けさ子君**） 財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） それでは交付税の件でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

都市公園につきましては、今回、この改正を台帳等を整備しますと、台帳面積で約7,000平米ふえます。測定単位が7,000平米ですので、23年度中に整備が行われたならば、24年度以降、基準財政需要額で26万5,000円のプラスとなるという試算を行っております。

以上でございます。

○議長（**刈野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第24. 議案第17号

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、日程第24、議案第17号由布市水道事業給水条例の一部改正については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第25. 議案第18号

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、日程第25、議案第18号由布市みことピア条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 3ページ目ですかね、子どもの地域交流館の対照表の中では毎月第2水曜日を休館日と定めてたのが、新しくは年中無休ととらえていいのか。それと利用料金の中に、機器のみを利用する場合、1人1時間100円というのがあったんですが、それはもうなくなってるんですが、そういう利用がもうできなくなったのかの2点をお聞きいたします。

○議長（**刈野けさ子君**） 庄内地域振興課長。

○庄内地域振興課長（**生野 博文君**） 庄内地域振興課長です。13番、太田議員にお答えいたし

ます。

まず、1点目の由布市ほのぼの地域交流館は年中無休かとのことですが、このたび、ほのぼの地域交流館を利用主体といたします放課後児童クラブにつきましては、おっしゃるとおり、これまで休館日でありました第2水曜日も利用が予定されております。そのために休館日を設定しておりません。したがって、太田議員の申されますように年中無休の形となっております。

2点目に、機器のみを利用する場合の1人1時間100円を廃止するのとのことですが、健康器具を置いてます部屋を利用目的を変更いたしまして、放課後児童健全育成事業のように供するものでございまして、太田議員の仰せのとおり廃止となります。

○議長（**刈野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 廃止というのは、もう無料でそれを使えるという意味ですか。

○議長（**刈野けさ子君**） 庄内地域復興課長。

○庄内地域復興課長（**生野 博文君**） 庄内地域復興課長です。太田議員の質問にお答えします。

部屋がもうなくなりますので、その機器そのものがどっかよそに持っていくような格好……。

（笑声）

○議長（**刈野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） ありがとうございます。以前、その機器を湯布院の健康温泉館にしてくれないかと私言ったことがあるんですよ。そしたら、お宅の地域復興課がね、やられんって言って、くれなかったんです。それは行き先と、もう1点、もう3回目ですんでね。

12月29日から1月3日までほかは休みがあるじゃないですか。それも休みがないんですか。

○議長（**刈野けさ子君**） 庄内地域復興課長。

○庄内地域復興課長（**生野 博文君**） 庄内地域復興課長です。13番、太田議員の質問にお答えいたします。

機器を温泉館にしてくるかという質問でございますけども、この器具は県の補助事業で、まだ勝手に、この条例が通って用途変更になるまでに動かすことができません。その関係でできなかったと。（発言する者あり）今後ですね、この条例が通りまして、子育て支援課の申します放課後児童クラブになるとすれば、その辺は健康増進課と協議いたしまして、もう耐用年数も過ぎた物もございまして、まだ使用が可能な物がございまして。そういう物はおっしゃるように温泉館とかですね、未来館のほうにしたいと考えております。

それと正月休みになろうかと思うんですけども、今のところ、この健康器具と同様の取り扱いでございまして、今のところ、水曜日、第2水曜日だけが休みとなっております。これまでどおりのほのぼの温泉館の管理人を予定しておりますので、もし、そういうふうな感じでクラブが扱

おうとすれば可能でございますので、対応したいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

**日程第26．議案第19号**

**日程第27．議案第20号**

**日程第28．議案第21号**

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第26、議案第19号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についてから日程第28、議案第21号由布市中学校の設置に関する条例の一部改正についてまで、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

**日程第29．議案第22号**

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第29、議案第22号由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、5番、二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 済みません、議案第24号との関連がありますからいいですか。一緒にさせていただいて、そういうように出してるんですけど。

○議長（**渕野けさ子君**） 回数は3回でいいですか。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） いいです。

○議長（**渕野けさ子君**） はい。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） じゃあ済みません。今回指定管理を分けた理由をということですが。議案第22号については「ゆふのA I」、それから24号については庄内観光協会。あそこは一体となった庄内老人福祉センターと城ヶ原の農村公園が今まで1カ所「ゆふのA I」だけでやってたんですけど、今回どうして分けたかということをお聞きします。

○議長（**渕野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。私のほうから答弁をさせていただきます。

両施設につきましては、旧庄内町において、施設設備の状況等から一体管理で管理運営することが確認され、合併後の由布市におきましても、関係課の協議の中で、施設管理や管理経費の面からも市の公共施設として一体の管理をすることが望ましいと確認され、4年前に両施設の指定管理者として「ゆふのA I」が指定をされたところであります。

これまでの4年間、一体管理を行う中で、城ヶ原農村公園については、とりわけ河川プールの監視、清掃等の管理運営が法人を構成しております会員の年齢的、体力的な面もありまして、今

後の継続が困難であるとの申し出もありまして、昨年から関係課をまじえ協議をしてきました。その結果、庄内老人福祉センターにつきましては、今までの管理運営の実績等も勘案し、当施設のみ指定を行うものです。

城ヶ原につきましては、庄内振興局長、よろしいですか。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**松本 文男君**） 城ヶ原農村公園のことにつきましては、庄内の観光協会から、観光協会の事務所がまだ定まっておられませんでしたので、その関係で、どこかいい場所ってことで、庄内の観光の拠点にしたいということで、観光協会から申し出がありました。そうした折に、「ゆふのA I」が城ヶ原農村公園を次回からはおりたいということで協議をいたしまして、庄内町観光協会がこの城ヶ原農村公園の指定を受けたいということで申請がありましたので、今回指定管理委員会で協議をしていただき、今回の議決を求めるために提案したわけでございます。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 資料だけを読ませてもらうと、定款、ここの定款の13、14条にかなり無理があるんじゃないかなというような感じを受けましたので、その辺の審査の過程で、どういうふうなことを協議を行ったのかなというのと、これの添付書類として、登記簿の日付が20年4月15日とあるんで、その中に基本財産ですか、財産の項がありますけどゼロとなっております。実際に決算書を見ますと150万円ぐらいのお金が残っております。その辺の整合性がちょっと合わないのと。

なお、また、この決算書を見るのと、見た中で150万円の利益に値する部分が切り離された城ヶ原農村公園のほうから利益が生まれてて、実際の老人福祉センターのほうからは、ほとんど、とんとんかマイナスというような状況を伺えるんですが、「ゆふのA I」がみずから、自分から、そこだけしかしないと言ったのか、それとも観光協会がおいしいところをとったんじゃないかというような、ちょっと勝手な私の想像した部分がありますんで、その辺を説明をお願いいたします。

今度の計画書の中で、21年度と23年度の事業計画書が急激に縮小してる点から、何となく不自然だなというのを感じたものですから、お尋ねいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 庄内振興局長。

○庄内振興局長（**服平 志朗君**） 庄内振興局長です。13番、太田正美議員さんへお答えします。

私の局のほうは、直接2つの課の管理、担当課ではございませんが、庄内地域にあるということで調整を私のほうでいろいろな内容の中で図ってきておりました。

「ゆふのA I」については、先ほども言いましたように、もう4年たって、どうしてもできない。実は4年前にお願いしたときも、厳しいですけど頑張りますということで、で、終わってから、また、4年後も頑張ってくださいよということで、頑張りますということ言ってましたが、人員の問題や年齢の問題等でどうしてもできないということでおりにるということをおわれしました。その中で観光協会が、先ほど観光課長言いましたように、事務所もないし、男池だけじゃ、庄内の地域の観光協会もちょっとさみしいので、「ゆふのA I」ができないんなら、我々でやろうかということで話を持ってきた関係で、私のほうで調整しております。ですから、おいしいところはとかいうようなことはございません。今までできたから、今後もできるかどうかということについては自信もありませんし、心配もしてますが、皆で応援していこうやということで、観光協会がやってみようかということをおのほうで聞いております。

以上でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。太田議員の質問にお答えいたします。

定款の13条、14条につきましてですが、当法人につきましては、18年の12月に会員24人で設立されたNPO法人です。当法人の組織、構成等につきましては、県に必要書類を提出、申請し、認証を受けたものであると認識をしております。

以上でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） その13条の規程してるものと14条の3が無理があるんじゃないですかと言ってるんですよ。要するに同族でされてるんじゃないですか。それをしたらいけないというのが14条の3に、自分たちがみずからうたってるんじゃないですか。そこに法令違反みたいなものが、この会社にはあるんじゃないですかということをお尋ねしたんですよ。

そもそも、その理事を8人か10人ぐらいすれば、この14の3が通るんですけど、理事が余りにも少なすぎるために、みずから決めてる14条の3に自分たちが接触するような定款を決めてるからね。それはどういうふうに理解したんですかって。

それとね、もう1回、もう一点。登記簿が添付書類で20年の4月ですか。結局、そんな書類でよかったんですか。ということも答えてません。

○議長（**渚野けさ子君**） 総務部長。

○総務部長（**野上 安一君**） 大変申しわけございません。指定管理の選定のほうにつきましては行財政改革課のほうを担当しております。若干書類等につきましては御指摘いただいた件につきましても、再度、整備をさせていただきます、その整備後に御報告を改めてさせていただければと思っております。もう1回精査をさせていただきます。大変申しわけございませんけど。

○議長（**渚野けさ子君**） これ……。

○議員（**13番 太田 正美君**） 3回目かな。

○議長（**渚野けさ子君**） 3回目です。これで質疑を終わります。

お諮りします。本日の会議はここまでにとどめ延会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。（「議長、議長、すみません」と呼ぶ者あり）はい。（「24号まで関連してる質疑ですので、今、22から24までが関連しますので、できれば続けて下さい」と呼ぶ者あり）

今、御意見がありました。異議がありますので起立により採決してよいですか。それか少し5時過ぎてもよいですか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。（発言する者あり）

お諮りします。会議規則第9条の規定により会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事日程の進行上、同上第2項の規定により、あらかじめ会議時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

---

### 日程第30. 議案第23号

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第30、議案第23号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、11番、溝口泰章君。

○委員（**11番 溝口 泰章君**） 溝口です。4点ほどお尋ねします。

1つは、この福祉センターの指定管理者の指定について、指定管理者が管理運営する際のランニングコストの支出額によっては赤字経営も予想されます。そういう事態が出来た場合にはどのような措置を講じるのか。これが1点目。

2点目は、こういうときに、市と指定管理者の間で締結される協定にどのような基準のもとで反映されてくるのであろうかということですね。

3つ目が包括協定と年度協定に反映されるべき管理委託料、指定管理料です、については、まず初年度でございますので、このセンターの指定がですね。この初年度については算出根拠の資料がございません。ですから、算定できないということになりますんで、初年度23年度はどのようにしているのか。

そして、この議案には最後に別添え資料がついておりまして、選定にかかわる資料。これは担



当課変わってくると思うんですけども、選定委員会から上記のような施設収入が見込めなく、自主事業財源のみの施設については、必要な範囲における指定管理料（委託料）の支払い等についての検討を要望するというふうになっているので、上記、先ほど述べました3点について、ここで解決をするのか、手当を講じるのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

○議長（**刈野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。11番、溝口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目ですが、今回の現指定管理施設の建てかえに伴う指定がえについては初めてのケースになるかと思えます。よって、昨年8月の財産管理委員会の中でも指定管理になれば委託料の検討が必要という考え方をなし、その後、関係課また社会福祉協議会と協議をしてきました。新しい施設ということで、管理費用の試算はできるものの、確たる見込みが難しいことから、とりあえず1年間なり指定管理者のほうで負担し、その実績を勘案し、そのときに改めて協議をするということで協議をしてきております。

2点目になりますが、指定管理の管理運営業務仕様書には、「管理に要する経費として、指定管理者は利用料金収入及びその他の収入により管理運営することとする。指定管理料については、由布市が指定管理者と締結する協定で定める」としてしております。協定書につきましては、第8条に「指定管理料については当該施設の維持管理料の実績及び財政状況を勘案し、甲乙協議の上、年度協定に定めるもの」としてしております。その際の管理委託料の算定基準につきましては、他市の例を見てみますと、過去2年なり3年の実績から、人件費、管理運営費、利用料金等の収入等が考慮され、金額が算定されているようです。よって、先ほども申し上げましたが、1年なりの実績を見ての協議になるかと思えます。

それから3点目になりますが、23年度の維持管理料につきましては、指定管理者のほうで負担するという形で協議をしてきております。

私のほうからは以上です。

○議長（**刈野けさ子君**） 行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（**麻生 正義君**） 行財政改革推進課長です。

ただいまの質問にお答えいたしたいと思えます。4番目でございます。

選定に関わる資料この要望について対応の回答でございますが、由布市公の施設の指定管理者の選定にかかわる報告書の最後のページの6番目でございます。その他選定委員会の要望として、指定管理料の支払いの要望事項を記載しております。本来でありますと、指定管理者選定委員会は指定管理者候補者の選定をする機関でございますが、しかしながら、今回提案いたしました3施設の候補者選定では、施設によっては利用料金収入が少なく自主事業財源による管理運営を

するという施設がありました。選定委員会の中で、選定委員から指定管理者を選定する上で、施設を安定的、継続的に管理運営するためには必要な範囲で指定管理料の支払いについて、市として、公の施設の管理運営方法を検討するよう要望があったところです。

今回の指定管理者候補の選定に当たりましては、指定管理料の支払いが必要になると考えまして、由布市湯布院福祉センターの指定管理者業務仕様書の第11でございしますが、協定事項の(2)年度協定の項目に当該年度の管理委託料、指定管理料枠の文言を入れたところでございます。(「何もわからへん」「声が割れるわ」と呼ぶ者あり)

また、協定書案には、第8条に指定管理料の項目を設けまして、指定管理料については当該施設の維持管理料の実績及び財務状況等を勘案いたしまして、甲乙協議の上、年度協定に定めるものという条項を挿入しております。今後の対応といたしましては、仕様書及び協定書の内容に従いまして、維持管理経費等の状況を見ながら年度協定の指定管理料について協議したいと考えております。

以上でございます。

○議長(渕野けさ子君) 11番、溝口泰章君。

○委員(11番 溝口 泰章君) 簡単に言いましょ。1年間実績を見て、次年度に反映するというわけですけども、1年間のコストを支払うことができないような状況が発生した場合を私懸念して質疑してるんですけども。これを早く算定できる、1年間じゃなくって危なくなっただときにはどうするかっていうことを、まずね、手当するような手法をとらなきゃいけないでしょうから。1年間の集計をとってやるというよりも、それはもう3カ月なりの間で、見込みで、まず動かなければ、受ける側の指定管理者もびくびくしながらやるようになると思いますので、そのあたりの手当どのようにするのか教えて。

○議長(渕野けさ子君) 行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長(麻生 正義君) 行財政改革課長です。

今、言われたこととございますが、選定委員会の中で、そういった話も当然出たわけでございます。その中で、1年間については社会福祉協議会さんのほうでお支払いをするということで、今回の候補者の選定に至っております。

以上でございます。

○議長(渕野けさ子君) 11番、溝口泰章君。

○委員(11番 溝口 泰章君) そりゃ、大丈夫だからやるということじゃないと思います。もう、こういう協定の中に入れることとして、あらかじめ体系的な整備が必要になりますから、こらあたりの準備をきちっとやって、こういう状況必ず出てくると思います。そこを今後の予想、予想じゃないですけども、変更の課題として用意しなきゃいけない。もちろん、この事案に関し

まして、きちっと総務部長のほうからでもですね、様子をきちっと見て、危なそうなときには何らかの方策を講じる。そのような気持ちが必要だと思いますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（**渕野けさ子君**） 総務部長。

○総務部長（**野上 安一君**） 相手のほうとそういうふうな協議が整っているってことが一番原則でございますから、議員御指摘のように、1年もたないうちに大変なことになる可能性もあるというようなことの御心配をいただいております。この辺につきましては、1カ月、2カ月の平均が出る可能性があるかもしれませんが、私どもとしては、隣接してますクアージュも含めての指定管理も可能なことも視野に入れての協議は必要になるかもしれませんので、その辺も含めまして、相手と十分協議をしながらいきたいと思ひます。契約上の内容は1年と様子を見るという形をしていますが、それは臨機応変に対応をしていきたいというふうを考えております。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 似たような関連質問もあるわけですよ。21年度の決算書では、もう既に200万円程度の赤字が既に計上されて、22年度の決算は終わってないからよくわからないんですが、その辺ちょっと大いに気になるところであります。それはそれとして、その赤字が出たときに社会福祉協議会、それぞれの庄内、挾間間の資金流用ができるのかということをお聞きしたいんですよ。

それと前回ですかね、小学校の建てかえのときに建築費と備品の追加予算の補正がありましたけれども、今回社会福祉協議会に指定する施設の建物だけなのか、それには付属する備品がついてるのかということがちょっとわからないのでお尋ねします。それで、もし、なかった場合に、登記簿に2億8,600万円余剰金が社協は持っておりますが、これの使途は、結局うたってる引当金の項目は備品施設整備等特定積立金というふうにあります。それを社協は今回取り崩すとか、また、このお金をそういう赤字の資金流用に充てられるんか。

それと、この資料でもそうですけど、結局、登記簿は連結の多分登記簿だと思うんですが、決算書等は連結決算の公表はしない、なぜしないのかということをお尋ね。

それと、この指定管理者を受けるために社協では理事会を開いておりますが、その日がこの由布市議会の最初の2月25日同じ日に社協は理事会を開いて、これを提案するかどうかの理事会の議決を求めているわけですよ。何で、うちはその日の同じ日にもう既に議案として上程している議案が、まだ社協では議決を受けてない議案をその日に理事会を開いて審議されているという点。

その辺の疑義がありますのでお答えいただきたいと思ひます。

○議長（**渕野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。太田議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、収支決算書の事業活動収支の部になりますが、支出の部で人員の増、2人と聞いておりますが、の件費の支出が前年対比で約570万円増になっており、これが主な要因になってるようです。

通告文に従って答弁させていただきます。

次、2点目ですが、会計処理につきましては、法令定款及び当該法人の経理規程等により処理されていると思います。各社会福祉事務所間の資金流用については明記をされてないことのように、各事務所ごとに独立で処理をしております、事務所間の資金流用はしていないというふうに聞いております。

それから備品の件ですが、通告文ですが、社会福祉協議会としては、業務上必要であれば状況に応じて積立金を取り崩すことがあると聞いております。

それから、福祉センター工事費の中の備品の件でございますが、公共部分、それから市が社協に委託事業してる部分で使うスペースにつきましては、机、いすと（「具体的にはわからん」と呼ぶ者あり）会議室用の机、それから会議室ですね。大小会議室の机といす。それから包括支援センター、それから相談支援センターを主として、社協に委託してますので、その事務ができる体制の分については備品購入を予定をしております。

それから4点目になりますが、連結決算につきましては、社協だよりで、社会福祉法人、由布市社会福祉協議会の事業収支決算状況を公表しております、各事務所におきましても、財務状況が閲覧できるようになっております。といたしますが、この分は今回の資料の分についてということですかね、でしょうか。

今回の指定管理の議案の決算の関係の資料につきましては、湯布院事務所の分だけを添付しております。といいますのが、前回の指定申請のときに法人全体の決算書を提出したんですが、選定委員会の中で、実際にその施設を管理運営する事務所の決算処理でないとわからないのではないかとということで、今回その指定に係る事務所のみ決算書類を添付してるところでございます。

それから5点目になりますが、2月25日の社会福祉協議会の理事会の日程につきましては、議会の日程が正式に決まる前の1月に2月末の議会開会前という前提で設定されたと聞いております。今後は十分な日程調整をしていきたいというふうに聞いております。

以上、通告をいただきまして、私のほうで社会福祉協議会のほうに聞いた範囲でお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（**瀏野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 資金流用の部分については、明確な記述がないというふうに理解していいんですかね。それと、それぞれの事業所で独立採算をやっていると。だから赤字が出

ても、その分については、社協と、全体としては黒字を持ってても、その部分的に赤字が出れば市がその部分的に、そこには結局補てんをするというふうに理解をするわけですかね。じゃないと、資金流用ができなければ、そこが赤字でやってけないということになるんで。そうすると、この積立金等はあまり社協自体の運転資金等に使えないというふうに私たちは理解していいんですか。そうすると何で2億8,000万円もお金を持ってるところに、そんな市が多額のね、財政援助をせないけんのかちゅうことの関連性をもう少し詳しく説明してほしいんですが。

○議長（**瀧野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。

済みません、指定管理に係る資料の21年度の事業活動収支計算書がついているかと思います。その分の、「何ページ」と呼ぶ者あり）35ページをお願いしたいと思います。

上のほうから10行目ぐらいですかね。一番上が事業活動収支計という項目があるかと思いますが。次に事業活動収支差額（3）イコール（1）マイナス（2）が21年度決算では三角の263万9,507円になっております。その下に、十七、八行下に事業活動外ですね、収支の部があります。その分の差額が17万1,141円。その下が経常収支の差額で今の数字と——済みません。（「それは分かるんですけどね」と呼ぶ者あり）はい。

じゃあ、もう少し下にですね、最後の当期活動収支差額ですね。（「取り崩してるということ」と呼ぶ者あり）はい。貸借対照表ですかね。それで備品という項目で上がっておりますが、収支計算書におきましては、その分が繰り越しの分に入っておりますので、その分で差し引きをして決算をしている状況にあると思います。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） わかりました。そうするとですね、赤字が出ても、この基金を取り崩して充当するという理解をしてくれということですね。今の説明ですと。ですから、今、同僚議員が言ったように赤字が出ても、その1年間見るというのは、そういう意味合いも含んで、この基金を取り崩しながら1年間は運営をしてみるというふうに理解すればいいんですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） はい、済みません。もう時間も押してます。まとめて。

22号、23号、24号、3つの指定管理者にちょっと共通する話なので、時間延長させてもらいました。

仕様書の7ページですね、見ていただくと、これすべての指定管理者のときにつくることなんですけど、いわゆる保守管理ですとか、設備機器ですとか、備品などの経費負担の上限を定めてい

ます。修繕費、建物の修繕費については、この湯布院の福祉センターについては100万円までは指定管理者が自分でやると、修繕するとなっておりますが、22号、24号見ますと、庄内の老人福祉センターは30万円までなんです。それから城ヶ原の農村公園は30万円までなんです。ね。

それから、次の設備機器の保守管理については、湯布院の福祉センターは100万円までは指定管理者が自分たちで保守管理の備品を修繕しなきゃいけないとなっているのに対して、庄内の老人福祉センターは、全額、設備機器は全額指定管理者が負担しなきゃいけない。城ヶ原の農村公園は30万円までとなっております。さらに、その次の備品、備品については庄内の福祉センターと城ヶ原は30万円まで、湯布院の福祉センターは50万円までというふうになっています。指定管理者の仕様をつくるときに、こういうの一点見直すということだったと思うんですけど、どうして、この施設によって指定管理者が負担する額が違うのかということをご教えてください。

○議長（**瀧野けさ子君**） 行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（**麻生 正義君**） 行財政改革推進課長です。

ただいまの御質問にお答えいたします。

指定管理の修繕費等の負担につきましては、それぞれ3段階で区分をしております。

その区分の基礎ですが、予算規模ということになっております。

まず1つは、予算規模5,000万円以上については100万円以上のものの修繕について指定管理者が負担するということになっております。それから予算規模1,000万円以上、それから5,000万円未満につきましては同じく50万円とすることにしております。それから予算規模1,000万円未満につきましては、同じく30万円までという規程を内規として設けております。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） その予算規模って何の予算規模ですか。その指定管理者の事業予算規模ですか、それとも、この施設の何の予算規模でしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（**麻生 正義君**） 施設の運営規模ということになります。

○議長（**瀧野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 施設の運営規模って、よくわかりません。言いたいのはですね、この備品とか、保守管理のものっていうのはそんなに変わらないじゃないですか、その建物によって。それを多分言われたいのは事業の規模。湯布院の新しい福祉センターに係る備品管理と、あるいはその城ヶ原に係る備品管理は規模が違うって言いたいんですけど、実際に例えば壊

れた物を買直すときはですね、同じぐらいの物を買うのに、どういうあれで価格の差をつけなきゃいけないのかというところがちょっと理解できないんですけども。予算規模って、事業予算規模っていうのはどういうことを言ってるんでしょうか。

○議長（**渚野けさ子君**） 行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（**麻生 正義君**） お答えします。

事業規模というのは経営規模ということでございます。（発言する者あり）運営費でございます。失礼しました。

○議長（**渚野けさ子君**） いいですか。（発言する者あり）いいですか。これまだありますか。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 言いたいことわかっていただけたと思うんです。要するにね、事業規模だとか、大きな施設だろうが小さな施設だろうが、実際に買う保守管理の機械なんかは、そう大して違わないものを買わなきゃいけない。それを大きさに応じてね、負担割合を、負担額を変えると、こっちの施設を指定管理を受けたところはよかったけど、あっちの管理の受けたところは100万円まで出さなきゃいけないみたいなことになるんじゃないかなと思うので、そこら辺ちょっと精査して、委員会のほうでも報告していただければと思います。

○議長（**渚野けさ子君**） 総務部長。

○総務部長（**野上 安一君**） 大変申しわけございません。ただいまの件につきましては、算定基礎、資料をよく調べまして、委員会で報告させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

### 日程第31. 議案第24号

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第31、議案第24号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定についてを議題として質疑をとなっておりますが、先ほど二ノ宮健治議員から一括質疑ということでありましたので、これで質疑を終わります。

お諮りします。あと残っているのが市道路線だけですので、ここまで行きたいと思いますので御了承ください。

---

### 日程第32. 議案第25号

### 日程第33. 議案第26号

### 日程第34. 議案第27号

### 日程第35. 議案第28号

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第32、議案第25号から日程第35、議案第28号まで市道路線の認定については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

### 日程第36. 議案第29号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第36、議案第29号市道路線の認定（朝原赤仁田線）についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。3番、甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） 甲斐でございます。

29、30号、31号、これは関連していますので、ありますので、一括質問いたしたいと思っています。

これはどういうことかと言いますと、県道が、バイパスが完了に伴う旧県道の市移管ということになっております。これについて市と県との協議事項と申しますか、条件はなされているのかどうかお聞きしたい。

○議長（**渕野けさ子君**） 建設課長。

○建設課長（**麻生 宗俊君**） 建設課長です。

県道・市道に認定する場合には、移管条件ということで県と協議いたしまして、事前に事前協議の締結といたします。その条件が整いましたときに市道認定の議案として上程をしております。

○議長（**渕野けさ子君**） 3番、甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） 従来ですね、県道を市・町の市町村道に移管する場合には、地域住民等の意見をしっかり聞きとりながら、安全安心な暮らしのできる道として維持修繕を行って、今までやってきたと思います。そういう状況で、今回すべて、それは終わってるのか、どうか、お聞きしたいなど。

○議長（**渕野けさ子君**） 建設課長。

○建設課長（**麻生 宗俊君**） そういうことも考慮いたしまして、整備は終わっております。以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） いいですか。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） ありがとうございます。

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

### 日程第37. 議案第30号

### 日程第38. 議案第31号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第37、議案第30号市道路線の認定（谷村鶴竜王平線）についてと日程第38、議案第31号市道路線の認定（竜王平芝尾線）については、一括質疑ということでございますので、これで質疑を終わります。



---

日程第39. 議案第32号

日程第40. 議案第33号

○議長（渕野けさ子君） 次に、日程第39、議案第32号佐伯市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について及び日程第40、議案第33号豊後大野市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は、3月7日午前10時から、本日に引き続き質疑を行います。

本日はこれにて散会します。大変に御苦労さまでした。

午後5時28分散会

---